

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 25 年 9 月 19 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 5 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・酒井・ 林下各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部両参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、8月1日付けで人事異動がありましたので、異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、酒井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時01分

再開 午後 1 時08分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「平成24年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

○（総務）コンプライアンス推進室長

小樽市職員倫理条例第24条の規定に基づき、平成24年度の運用状況について報告いたします。

第12条に規定しております不当要求行為等及び第14条に規定しております公益通報は、それぞれゼロ件、第22条に規定しております公益目的通報は1件でした。

また、第6条に規定しております職員研修については、派遣研修を含め、28件の研修を実施し、延べ473名が受講しております。そのうちコンプライアンスや公務員倫理に関する研修については、庁内において、単独のコンプライアンス研修をはじめとして、七つの研修を実施し、延べ238名が受講いたしました。また、派遣研修としては、13件の研修に31名の職員を派遣しておりますが、そのうちコンプライアンスや地方公務員法の研修には3名の職員を派遣いたしました。

○委員長

「北海道新幹線建設費用の負担割合等について」

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

私からは、北海道新幹線建設費用の負担割合等について説明いたします。お手元の資料をごらんください。

新幹線駅設置自治体に対し、北海道新幹線の建設費用に係る負担割合等について、北海道から事務レベルでの協議がありました。

北海道からの説明によりますと、「1 小樽市負担の発生時期」ということで、新幹線建設に係る調査設計、これは概略設計を行う調査設計なのですが、これが平成26年度中に終了するため、来年度から市の負担が発生します。完成までの間、今から二十数年ありますけれども、工事の事業内容に応じた事業費に基づいて、小樽市関係分を負担することになります。

「2 負担する根拠」なのですが、これは全国新幹線鉄道整備法第13条第2項としてここに書いてあるとおりでございます。その2行目にある「当該都道府県が負担すべき負担金の一部を負担させることができる」ということでございます。

また、「・」の二つ目なのですが、全国新幹線鉄道整備法施行令第8条では、国が3分の2を、都道府県が3分

の 1 を、それぞれ乗じて得た額とするということになっておりまして、この一部を駅設置市町村が負担することになります。

「3 負担割合及びその財源」についてですが、「①負担割合」で、小樽市における負担は全国の先行例、道南の事例を採用し、下記 4 の市が負担する範囲に係る北海道負担分の10分の1、道は3分の1ですので、下記 4 に係る事業費の30分の1を負担することになります。

先行都道府県の駅設置市町村負担状況ですけれども、都道府県負担分の10分の1から10分の4、道南の木古内町、北斗市は10分の1、福岡市は、政令指定都市ということもありまして、10分の4を負担しております。また、10分の2の負担というのが二つありまして、長崎市、鹿児島市で、これは終着駅でもあり、また、中核市でもあるということで、10分の2を負担しているということでございます。それ以外は全て10分の1の負担となっております。

「②財源措置」なのですが、市町村負担に対し、地方債発行があり、これは充当率90パーセントでございます。また後年次の元利償還金に対し50パーセントの交付税措置がされるということです。

「4 負担する範囲」なのですが、先行都道府県における市町村負担の範囲は、「駅部及び既存の用途地域」「計画中の用途地域」「既存の用途地域に囲まれる等、その周辺の用途地域と一体と考えられる地域」としており、今回も同様であるということでございます。小樽市の場合は、「・」の一つ目の「駅部及び既存の用途地域」に該当するものと思われま

す。「★」のところですが、小樽市ではどうなるかということなのですが、負担の範囲が928メートルで、駅が設置される天神2丁目、3丁目の626メートル、それから天神3丁目、奥沢5丁目の74メートルですが、これは天神十字街から国道393号で赤井川村のほうに向かいます。カーブになっているところ、都市開発株式会社や宮本土建工業株式会社があるところの下をトンネルで通るということでございます。それと、朝里川温泉1丁目、2丁目は、用途地域が228メートルあるということで、以上の928メートルの部分の事業費の30分の1を小樽市が負担することになります。「※」のところですが、上記範囲に係る用地や高架橋、駅舎、ホーム、架線、レール敷設等が負担範囲となります。

それから、「5 建設費負担手続きの流れ」ですけれども、①から⑤のようになっておりまして、①、②で内諾、同意ということがありまして、その後、③、北海道で負担金の予算要求をしまして、④、道議会で議決ということになっておりまして、その後、今度は⑤でまた市町村費用負担額の協議・市町村の同意ということになっております。

これら5点につきまして道から説明を受けて、9月12日に、市長、副市長、関係部長で構成する北海道新幹線活用戦略庁内検討会議を開催いたしまして、負担割合等について検討いたしました。その結果、本市といたしましては、負担割合及び負担範囲について、北海道に内諾、同意する旨、回答いたしたいと考えております。

#### ○委員長

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

石狩湾新港管理組合の協議案件等について、報告事項が3点ございます。

まず1点目でございますが、平成26年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求案について、石狩湾新港管理組合より7月29日付けで事前協議がございましたので説明させていただきます。資料は1-1と1-2になりますが、資料1-1は25年度の国からの当初配分額と26年度要求額を事業別に示した比較表となっております。資料1-2は位置図となっており、番号が符合しておりますので、あわせてごらんください。

初めに、国直轄事業でございます。

位置図の右上の「①（直）北防波堤」でございますが、港内の静穏度を確保するため、既設防波堤を延長するものであり、26年度は、基礎工として地盤改良100メートル分と、ケーソンの製作100メートル分を予定しております。

25年度で耐震岸壁関連事業として実施している、中央水路地区のマイナス10メートル泊地整備が終了する予定ですので、26年度の国直轄事業はこの北防波堤の事業のみとなります。事業費は22億円、うち管理者負担分が3億3,000万円となっております。

次に、管理組合が施工する交付金事業です。

位置図の中央右側の「②（交）泊地（-10m）」は、所定の水深を確保するため、継続してしゅんせつを行うものでございます。

次に、位置図の中央右側の「③（交）東・花畔ふ頭線（海岸線）（改良）」につきましては、24年度から貨物輸送の効率性・安全性の向上を図るため、道路の拡幅工事を行っており、25年度の橋梁の改良工事完了後、引き続き拡幅工事を行うものであり、26年度の完成を目指すものでございます。

次に、位置図の中央右側の「④（交）東ふ頭線（改良）」は、貨物輸送の効率性・安全性の向上を図るため、道路改良を25年度に着手するもので、26年度も引き続き道路改良を行うものでございます。

次に、補助事業ですが、位置図の中央左側の「⑤（補）廃棄物埋立護岸」は、暫定断面で整備しておりました護岸をかさ上げし、完成断面に整備するため、継続して施工するもので、26年度の完成を目指すものでございます。

以上が、管理組合が施工する交付金・補助事業についてです。事業費が4億5,800万円、うち管理者負担分2億8,769万円となっております。直轄事業及び交付金・補助事業を合わせた事業費の合計は26億5,800万円、うち管理者負担分は6億1,769万円となっております。

なお、本件につきましては、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会に意見照会をしましてまいりましたが、それぞれ意見がない旨の回答がありました。市といたしましては、これらも踏まえて検討した結果、本件につきましては同意いたしたいと考えております。

次に、2点目ですが、洋上風力発電にかかわる港湾計画の一部変更について、管理組合より8月30日付けで事前協議がありましたので説明いたします。

内容は、資料2のとおり、昨年12月に開催した当委員会で報告させていただいた再生可能エネルギー源を利活用する区域の設定を行う港湾計画の一部変更と内容に変更はありませんが、この案件につきましては、昨年、本市から管理組合への同意回答を提出した後、本年1月に開催された石狩湾新港地方港湾審議会へ諮問される予定でございましたけれども、この審議会までに関係機関である石狩湾漁業協同組合から同意が得られなかったとし、管理組合では港湾計画の変更手続を見送っておりました。その後、本年5月16日付けで同組合から同意が得られたため、このたび改めて港湾計画の変更手続を行うため、母体協議がされたものでございます。

以上のことから、本件につきましては、昨年、同意回答した内容と変更がないため、同意いたしたいと考えております。

次に、3点目ですが、平成25年第2回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る8月8日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、監査委員の選任につき同意を求める件として、欠員となっていた監査委員1名について、管理組合議会の高田静夫議員が原案どおり選任同意されました。

報告事項につきましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について専決処分報告があり、承認されるとともに、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類2件の報告がございました。

#### ○委員長

「小学校跡利用について」

#### ○（総務）企画政策室佐藤主幹

学校適正配置に係る小学校の跡利用につきましては、平成24年3月に策定いたしました、学校跡利用の基本的な

考え方に沿って作業を進めておりますが、これまでの跡利用の検討状況について報告いたします。

まず、旧若竹小学校の跡利用につきましては、教育委員会からの要望もあり、総合博物館収蔵庫としての活用について、町会役員の皆さんの御意見を伺いながら検討してまいりました。地域の皆さんからは、旧若竹小学校周辺は主に住宅地であり、常時無人となる施設の存在に対し、治安面で不安を感じるとの声も出されております。一方、都市計画法などによる用途制限上、収蔵庫としての活用は原則難しく、また、庁内的にも他の公共的な利活用を求める意見はございませんでした。

このことから、民間事業者へ売却し、都市計画法の用途に合った利活用を図っていくほうが土地の利用促進や有効活用につながることから、庁内の跡利用検討委員会で協議した結果、旧若竹小学校につきましては売却する方針で進めることといたしました。今後は、旧若竹小学校周辺の地域の皆さんへ売却による民間利用についての考えを伝え、御意見を伺ってまいりたいと考えております。

なお、旧祝津小学校の跡利用につきましては、祝津プロジェクトチームが、現在、小樽市が実施している、地域資源を生かした小樽観光の魅力アップ事業にかかわっていることから、このプロジェクトチームと跡利用についての意見交換を進めるとともに、今後は地域の皆さんからの御意見や御要望も伺いながら、祝津地区の活性化につながる利活用について検討してまいりたいと考えております。

#### ○委員長

「東京事務所の移転について」

#### ○（総務）秘書課長

東京事務所の移転につきまして報告いたします。

東京事務所は、昭和34年9月に東京連絡事務所として、日本都市センター会館に開設いたしました。55年4月より東京事務所に組織を改め、4人体制による運営をしてまいりましたが、平成9年度より人員体制の見直しを行い、18年度からは1人体制により運営をしてまいりました。

これまで人員の削減はしてきたものの、公共性の高い施設に入居していることや、ホテル施設の併設、交通アクセスなど、立地条件に恵まれていることから、転居については検討してまいりませんでした。1人体制の運営が8年目を迎え、当面は人員増が見込まれないため、現在地より議員会館に近いなど、立地条件のよい北海道東京事務所が入居するビルの新築に合わせ、同ビルの賃貸スペースに転居し、人員体制に見合ったスペースを借り上げるにより、家賃額の経費削減を図ることといたしました。

施設の概要につきましてはお手元の資料のとおりとなっておりますが、事務所スペースは現行の約60平方メートルから約30平方メートルとなり、家賃額は年額約571万円から約308万円となりまして、約263万円の経費が削減されます。

なお、新事務所には9月21日に移転し、9月24日から業務を開始する予定でございます。

#### ○委員長

「公立高等学校配置計画（平成26年度～28年度）について」

#### ○（教育）学校教育課長

公立高等学校配置計画について報告いたします。

本年9月3日に北海道教育委員会が、お手元でございます平成26年度から28年度までに係る公立高等学校配置計画を決定いたしました。この公立高等学校配置計画は、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、中学校卒業業者数の状況を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応した学校・学科の配置や規模の適正化を図るために、26年度から28年度までの高校配置の計画を策定するとともに、29年度から32年度までの見通しを示したものであります。

配置計画の6ページをごらんください。その中段あたりの「H28」の後志学区にありますとおり、28年度に小樽

商業高等学校の情報処理科が 1 学級の減、いわゆる 1 間口減となり、同校は情報処理科 1 学級、商業科 1 学級の 2 学級になることが決定されております。

続いて、15 ページをごらんください。ここでは後志学区高校配置計画が記載されております。この表の上段には、後志学区内と小樽市内の中学校卒業生数の推移が記載されておまして、その下には、学区内の各公立高校の今年度の状況、そして 26 年度から 28 年度までの計画、さらには 29 年度から 32 年度までの見通しが記載されております。

26 年度を見ますと、既に 23 年度の計画で決定されていますけれども、小樽潮陵高等学校が 1 間口減となっております。その後の中学校卒業生数の推移を見ますと、26 年 3 月と比べて、27 年 3 月の卒業生数が学区内では 100 人近く減少するものの、27 年度、間口減は行われておりませんが、28 年度は学区内でさらに 50 人の減少が推計されておりますので、28 年度には、先ほど申し上げたとおり、商業高校が 1 間口減となっております。

その後、学区内や市内において前年度比で増加する年度は若干あるものの、総じて減少傾向は続き、この表の右上の端にありますとおり、29 年度から 32 年度までの増減として、学区内では 200 人以上の、市内でも 160 人近くの減少が見込まれることから、29 年度から 32 年度までの後志学区の見通しとして、「4 年間で 3～4 学級相当の調整が必要」「欠員の状況やこれまでの調整を考慮した定員調整の検討が必要」「小樽市内の再編について、職業学科の配置のあり方を含めた早急な検討が必要」などの見解が示されたところであります。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 28 号及び第 29 号について」

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

議案第 28 号新たに生じた土地の確認について及び議案第 29 号町の区域の変更については、関連がございますので、あわせて説明させていただきます。お手元の資料をごらんください。

まず、一つ目の議案第 28 号新たに生じた土地の確認についてですが、昭和 63 年 12 月 6 日に北海道開発局小樽開発建設部が出願し、平成元年 6 月 14 日に工事着手した石狩湾新港西地区公有水面埋立地が本年 7 月 22 日に竣工したことから、次に掲げる当該埋立地及び当該埋立て竣工に合わせて行政区域に編入する国有海浜地について、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により新たに生じた土地の確認に係る議決を求めるものでございます。

この新たな土地につきましては、資料の 2 枚目のおおり、2 か所に分かれておまして、①の部分は公有水面の埋立てによる土地で 33 万 1,923.05 平方メートル、②の部分は公有水面埋立ての竣工に合わせて編入する海浜地で、面積が 2 万 2,603.43 平方メートル、合計で 35 万 4,526.48 平方メートルの土地を新たに確認するものでございます。

次に、二つ目の議案第 29 号町の区域の変更についてですが、この新たな土地を銭函 5 丁目に編入するに当たり、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

#### ○委員長

「議案第 34 号について」

#### ○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 34 号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。本会議で詳しく述べていますので、簡単に説明いたします。

31 年前、小樽市議会は核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。そして 1997 年 8 月、アメリカ海軍の空母インディペンデンスが小樽港に入港することになったとき、小樽市議会は臨時会を開いて、「商業流通港としての平和的発展を希求するものである」と全会一致で決議を可決しました。小樽市には 1961 年以来、68 隻の外国の軍艦が入港しています。しかし、市民と市議会がこうやって宣言や決議をしたように、核のない平和な商業港としての発展を願ってきました。小樽市には過去、アメリカの艦船の入港を断ってきた実績があります。このような港湾管理者としての権利をしっかりと行使して、特に核兵器を積んでいる軍艦を小樽港に入港させないために、新しい条例が必要

になります。

1975年に神戸市会が核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議をして、核兵器を積んだ軍艦の入港を許さない非核神戸方式を確立してから38年が経過しています。1960年から74年まで432隻入港していたアメリカの軍艦は、それ以来一度も入港していません。神戸港で実践している先例に学び、小樽港に核を持ち込ませないために、そして核兵器をなくしていく世論を喚起していくため、非核港湾条例の制定を求め、提案するものです。

皆さんに御賛同を呼びかけて、提案説明といたします。

#### ○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

#### ○小貫委員

##### ◎陳情第319号所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方について

最初に、先ほど陳情者の方から説明がありました所得税法第56条の問題について伺います。内容が内容だけに、質問する側、答弁する側としても大変苦しい点があると思うのですけれども、お答えいただきたいと思います。

陳情者からの説明にあったように、青色申告ならば必要経費として認めると、でも、白色申告だとだめだということでした。しかし、現段階でも、昭和59年の所得税法改正で白色申告にも記帳義務があると思います。この内容について説明してください。

#### ○（財政）税務長

所管業務ではございませんけれども、条文を見ながら答弁させていただきます。

昭和59年に改正されました所得税法第231条の2の内容でございますけれども、「事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等」ということで、これは新たに規定されたものでございます。内容につきましては、不動産所得、事業所得、山林所得等を有する者で、所得の金額の合計額が300万円を超える者、又は前年の確定申告の所得金額の合計額が同じく300万円を超える者につきましては、財務省令で定める帳簿を備えつけて、その前年にあった取引の総収入金額と必要経費、そのような事項を簡易な方法によって記録して帳簿を保存しなさいと、そういうことを義務づけている、このような条文になっているかと思えます。

#### ○小貫委員

先ほど、陳情者が来年1月から変わるのだということでは言っていましたけれども、今説明していただいた記帳義務がどのように変わるのか、内容を説明してください。

#### ○（財政）税務長

明年1月からの制度の関係でございますけれども、帳簿等の保存制度の対象者が拡大されるものでございます。先ほど申し上げましたとおり、現在は所得の合計金額が300万円を超える方にそういう義務がありますけれども、平成26年1月以降は事業所得等を生ずる、こういう業務を行っている方皆さんが対象となると、このように税務署等で広報されているということは承知しております。

#### ○小貫委員

要は、もう青色申告でも白色申告でも関係ないと、どちらにしても帳簿をつけて保存していかなければいけない義務が来年1月からは生じるということで、先ほど陳情者からもあったように、これは人権問題だと私は思います。働いていることを認める、人格を税法上認めていくことが今求められていると思うのです。

それで、具体的に小樽にどのような影響があるのかが知りたいわけですし、どうやって明らかにすればいいか悩んだのですけれども、家族経営ということになると、今の統計上、従業員が4人というのが最低ですから、4人未

満だと思うのですが、4人未満の事業所、全てが家族経営とは限りませんが、参考までに小樽市内にこれが幾つあって、どの程度の割合なのか示してください。

○（総務）企画政策室長

今、データがございませんので、後で報告させていただきます。

○小貫委員

それでは、別の数字で把握していきたいと思いますが、小樽税務署に事業所得を申告した事業者の中で一番多いのは所得70万円以下というところなのですが、申告した事業所得者の合計と200万円以下の事業所得者の数及び割合について示してください。

○（財政）税務長

札幌国税局が公表しております平成23年分の事業所得者の数で示しますが、小樽税務署で扱っております事業所得者の合計数は3,184人です。そのうち200万円以下の申告者数は2,437人、割合にいたしますと76.5パーセントとなっております。

○小貫委員

私が北海道全体を調べたとき、たしか200万円以下が63パーセントか64パーセントぐらいでしたので、全道と比べても小樽は小規模事業所得者が特に多い状況だと思います。

厚生労働省が、今年度の最低賃金について、各都道府県の審議会が出した答申結果を発表しました。北海道の場合、上がったけれども生活保護基準は上回らなかったというものですけれども、時給で734円になります。ちなみに、この最低賃金で計算して、1日8時間250日働いたとすると、146万8,000円となります。白色申告の中で控除の対象となる86万円だと、6割にもならないという現状です。仮に今、76パーセントが200万円以下だと言った小樽の事業所の事業所得200万円の事業者がその配偶者を最低賃金で働かせて、青色専従者控除で引いた場合と、それができなくて白色で86万円しか引けなかった場合、それぞれの所得税について示してください。

○（財政）税務長

今、委員からありました事業所得200万円ということで推計いたしますと、青色申告につきましては、複式簿記に基づいた正規の帳簿をつける場合と簡易な帳簿をつける場合によって、控除を受けられる額が変わります。正規の帳簿をつけている場合、それと簡易な帳簿による場合、それと白色申告の場合、この三つで答弁いたしますけれども、青色申告で正規の帳簿で整理されている場合につきましては、200万円の収入に対して専従者の給与146万8,000円が控除されます。残りが65万円を切りますので、53万2,000円全額控除される、さらには基礎控除38万円等を考慮しますと、この場合、所得税はゼロということになります。かかりません。

それが簡易な帳簿ということで、青色申告の特別控除が10万円認められるのですけれども、これで行いますと、事業所得は43万2,000円と出ますが、そこから基礎控除で38万円引きます。そうなりますと、課税される所得金額が5万2,000円になりますので、それに対してかかる税額は2,600円となります。

最後に白色申告の場合でございますけれども、これでやりますと、専従者の給与相当ということで86万円が控除されますが、残りの200万円からの差引きの114万円が事業所得となりますので、そこから基礎控除38万円を引きますので、残りが76万円となります。それに対します所得税額は3万8,000円となりますけれども、これは24年分の収入があったということでの25年度分という形で推計したものでございます。

○小貫委員

大幅な負担増に、たかが帳簿が違う、確定申告の用紙が違うというだけで、あくまでも推定のケースですが、これだけの違いが出てくるということです。こういった事業者の税負担を軽くしていくことは、市全体のことを考えた上でも、市民生活を応援して、地域経済にもやはり貢献すると私は思うのですけれども、それについて見解をお願いいたします。

## ○（財政）税務長

先ほどの所得税の計算の関係で、もう一つ前提として示すのが抜けておりました。あくまでその事業主の方の所得ということでの計算でございますので、例えば専従者の給与をいただいている方には、その給与に基づいた所得税等も計算されてきます。全体で考えると、先ほど申し上げたのはゼロというふうになっておりますけれども、専従の方にも所得税がかかりますので、全くゼロということではないということ御理解ください。

今、委員からありましたように、控除額等があつて認められれば、所得税に限らず、市・道民税も含めて、一般的には税負担そのものは減ってくるであろうとは考えられます。また、所得を基に算定する、先ほど陳情者の方の趣旨説明にもありましたけれども、健康保険の保険料等にも影響は当然出てくるのだらうと思います。これらの負担減が貯蓄等に回らないで、例えば消費に回るということになれば、多少なりとも経済の活性化につながっていくことは考えられるのだらうと思います。

## ○小貫委員

この質問のまとめに入りますけれども、本来、昭和59年の所得税法改正のときに、家族従業員の給与については経費として全額認めるべきだったのですが、その後も大蔵省や財務省は結局、青色申告を広げたいがためにやってきませんでした。

そこで、国会でどのような議論があつたのか会議録を見て調べてみましたけれども、2009年3月、これは自民党と公明党の政権のときですが、当時の与謝野財務大臣は研究させてもらいたいというふうに述べました。ところが、2009年に政権がかわってしまいましたから、2009年11月に、民主党政権になって改めて聞いてみたら、当時の峰崎財務副大臣がやはり検討していくべきだらうと答えています。昨年11月には、今度は安住財務大臣になって、民主党政権でころころと大臣がかわっているのですけれども、省内でしっかり指導していきたいと答えているわけです。

数々の地方自治体が、先ほど陳情者からあつたように、意見書を可決している現状からも、廃止の方向で動いていると思います。こういった国会の動きもありますので、討論でも述べますけれども、ぜひ自民党、公明党、民主党・市民連合の方々には、御協力いただきたいということを述べさせていただきます、次の質問に移ります。

## ◎石狩湾新港北防波堤の延長工事について

石狩湾新港についてです。

来年度の予算要求について、一般質問で北野議員が詳しく行っていますので、あまり突っ込んで質問しませんけれども、北防波堤工事における小樽市の負担ですが、今年度配分額は幾らで、来年度の予算要求額になると幾らになって、それが何倍になるのか説明してください。

## ○（総務）企画政策室山本主幹

北防波堤事業の小樽市の負担でございますけれども、今年度の配分額で申しますと、事業費が8,300万円、このうちの15パーセントが管理者負担分、さらに小樽市分としましてはその額の6分の1となりますので、207万5,000円となります。また、来年度につきましては、事業費が22億円ですので、同様の形で計算しますと、5,500万円となります。その額が何倍になるかという御質問ですけれども、単純に北防波堤だけで計算しますと、約26.5倍となります。

## ○小貫委員

それだけ負担が増えるけれども、先ほどの説明では同意したいということなのです。この予算要求額の内容なのですが、資料には地盤改良とケーソン、先ほどの説明でもそれが100メートルだということだったので、それぞれの予算では幾らになるのでしょうか。

## ○（総務）企画政策室山本主幹

来年度の北防波堤事業の22億円の内容ということでございますけれども、大きく分けて二つございます。地盤改良100メートル分が約9億円でございます。もう一つがケーソンの製作ということで、約13億円と聞いておりますけ

れども、このケーソンの100メートル分の中には、ケーソンの製作の初年度ということで、つくってから仮置きするまでに必要な仮設工も含んで13億円と聞いております。

○小貫委員

仮設工も含んでということなのですけれども、仮設工の分が幾らかということまでは聞いていますか。

○（総務）企画政策室山本主幹

仮設工については2億円弱になると聞いています。

○小貫委員

ケーソンの製作で約11億円ということなのですけれども、今回、ケーソン製作のみなのですが、設置する工事については100メートル当たり幾らになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

平成26年度は製作のみということで、今の御質問は設置だけで幾らになるかということでございますけれども、100メートル当たりで約1億8,000万円になると石狩湾新港管理組合から聞いております。

○小貫委員

そうすると、400メートル延ばすとすると、7億2,000万円になるということでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

単純に400メートルを掛けますと、7億2,000円程度でございます。

○小貫委員

それだけこれからもお金が出ていくということなのですけれども、そういった負担がどんどん出ていくわけなのですが、北野議員が一般質問で言ったように、結局使っているのは王子エフテックス株式会社だけで、荷役作業も支障を来していない、私もこの話を何度もしていますけれども、それなのになぜ石狩湾新港だけはこれほど大盤振る舞いで工事を続けていくのでしょうか。その理由をもう一度お示してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

新港でどんどん工事が進んでいくということでございますけれども、本会議でも答弁させていただきましたが、国の基準である97.5パーセントの静穏度を確保できていないということで、あくまでも安全性、船舶の航行や荷役作業に支障が出るということがございますので、北防波堤の整備が必要だということで、市として同意しているものでございます。

○小貫委員

私たちは同意には反対だという意見だけ述べて、次に行きます。

◎石狩湾新港港湾計画の一部変更について

石狩湾新港の港湾計画の一部変更についてなのですけれども、再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定するということなのですが、そこに風力発電設備を建設する場合の条件は何か特別にあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

今回の港湾計画の変更につきましては、あくまでも区域を設定するというところでございますので、今の段階ではまだ条件はございません。国では昨年6月に、港湾において風力発電の導入を円滑にするマニュアルというものを策定してまして、この中で、区域を設定した後は導入検討協議会というものを関係者で立ち上げて、その中で事業者の公募をするための検討を行って、公募するということになっていますので、今後、検討されますその協議会の中で、条件については協議されていくものと考えております。

○小貫委員

それでは、なぜこの区域が再生可能エネルギー源を利活用する区域に設定されたのか、理由をお聞かせください。

○（総務）企画政策室山本主幹

この区域の設定については、管理組合が港湾の整備や管理・運営に支障のない区域ということで設定しております。具体的に言いますと、北防波堤、また検疫区域、港湾区域、これらから保安距離をとった中で支障のない区域ということで設定しております。

○小貫委員

今、4社が風力発電を石狩湾新港地域に計画しているのですけれども、その最近の動きについて御説明をお願いいたします。

○（総務）企画政策室山本主幹

風力発電事業を4事業者が計画しているということでございますが、まず、1社目の銭函風力開発株式会社でございますけれども、こちらは平成21年度にプレス発表をしまして、銭函の海岸線に設置したいということで、環境アセスメントの手続を開始しております。昨年11月に、準備書に対して国から勧告がございまして、追加調査等が指摘されております。現在、その追加調査等を行っておりまして、評価書の取りまとめを行っている状況でございます。これを今年度中に何とか取りまとめを行って、26年度に着手を行いたいということで事業者から聞いております。

また、洋上風力発電を予定している株式会社グリーンパワーインベストメント、また、石狩湾新港地域の陸地側に計画しているエコ・パワー株式会社と株式会社市民風力発電、この3社につきましては、アセスメントの方法書を作成いたしまして、昨年11月に国からそれに対して勧告が出ています。現在、その勧告もあわせながら、3事業者とも調査をしているという状況ですが、具体的にはどの位置にどれぐらいの規模で設置するか、その辺はまだお聞きしていない状況でございます。

○小貫委員

洋上の区域についてなのですけれども、以前、北野議員が自治体の境界の問題を取り上げていました。現在、小樽市として、この洋上の区域の設定についてはどのような立場をとっているのか説明してください。

○（総務）企画政策室山本主幹

今、洋上の境界線について御質問がございましたけれども、こちらについては、まず、港湾計画の改訂を行うと、その次に業者の公募を行うということで、今そういう状況でございますので、今すぐに境界が必要かというふうには考えていないということでございますので、今後の事業計画の進捗状況を見極めながら、必要な時期が参りましたら設定しなければならないというふうと考えて、石狩市の担当者とも、こういう案件があるねという確認はしている状況でございます。

○小貫委員

◎新・市民プールについて

次に、新・市民プールについてです。

総合計画の後期実施計画の素案を第4回定例会で報告することなののですけれども、第4回定例会の報告までのスケジュールを大まかに聞かせてください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

後期実施計画につきましては、各部局から事業提出がありまして、現在、企画政策室で、その内容の確認と整理を行っている状況でございます。今後、10月から11月にかけて、庁内での議論、検討を経て、取りまとめを行いまして、第4回定例会において、素案という形で示したいと考えているところでございます。

○小貫委員

各部局から事業の整理ということで内容を聞いているということなののですけれども、新・市民プールについては、後期実施計画に載るように教育委員会では進めていると思います。後期実施計画に載せるには、どの程度まで内容

が固まっている必要があると考えていますか。

○（教育）生涯スポーツ課長

後期実施計画に載せるには、どの程度の内容を固めていくのかについてでございますが、その内容につきましては、プールの規模の問題、建設場所の問題、年次計画の問題、建設形態の問題、建設コスト、ランニングコストの問題、資金量などの問題について一定の方向性を想定した中で、後期実施計画への登載を考えていきたいと思っております。

○小貫委員

先ほどあったように、第 4 回定例会までには素案を報告していただけるということなのですが、それがどこまで決まっているかという公表については、いつぐらいを教育委員会としては検討しているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

前段で企画政策室主幹から話がありましたように、第 4 回定例会までに方向性を出していけるような形で、今、準備を進めているところでございます。

○小貫委員

私の先ほどの質問に対して、それぞれの部局から事業の内容を集めているという答弁をいただいています。ということは、ある程度の内容は市長部局に既に知らせているということですね。

○（教育）生涯スポーツ課長

ある程度の内容につきましては、新・市民プール整備事業ということだけの項目で上げております。

○小貫委員

それで、建設場所や規模を固めていく必要があるということなのですが、建設場所については、従来どおり小樽公園周辺ということで、本当に大ざっぱな感じですが、今、考えているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

建設場所につきましては、今、委員がおっしゃったように、小樽公園周辺を含め、適地を検討していきたいと考えております。

○小貫委員

周辺を含めた適地というのは、陳情にあるように市内中心部ということで考えていいのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

市内中心部が望ましいということでは理解しております。

○小貫委員

それで、10日の佐々木秩議員の代表質問への答弁で、「現総合計画の策定以降、条例案に規定するような状況にはありませんので、現時点で現総合計画の見直しについては考えておりません」と述べられています。このように、総合計画どおりに、新・市民プール整備事業をしっかりと載せると考えていいのですよね。

○（総務）企画政策室薄井主幹

繰り返しの答弁になろうかと思いますが、今、教育委員会で、先ほど申し上げたような事項を検討しているということでございますので、今後、後期実施計画を検討していく中で、それは考えていきたいと思っております。

○小貫委員

市長が総合計画の見直しを考えていないと言うのだったら、総合計画に載っている新・市民プール整備は、そのまま載るのではないのですか。

○（総務）企画政策室薄井主幹

総合計画の基本計画の中で、新・市民プールを整備するということ載せておまして、さらには前期実施計画

の中で、プールにつきましては基本設計、実施設計までという実施計画を載せておりますが、場所も含めていろいろな事情の中で、今、実施できていないという状況でございますけれども、繰り返しになりますが、後期実施計画を検討する中で、その位置づけは考えてまいりたいと思っております。

○小貫委員

それは違うと思うのです。市長は総合計画の見直しを考えていないと言っているのだから、それはまず大前提にして、その期限をいつにするかはともかくとして、そこまで間に合うように教育委員会にしっかりと出しなさいと、私はこの答弁を聞いて受け取ったのです。そうしたら、市長が違ったことを述べたということでもいいのですか。

○（総務）企画政策室長

総合計画の基本計画に載っておりますので、その辺を十分踏まえて、今、後期実施計画の策定に向けて、庁内で議論を進めるところだということでございます。

○小貫委員

でも、大前提としては、この市長の言葉どおりだと押さえていいのですよね。

○（総務）企画政策室長

市長がそういう答弁をしておりますので、そう位置づけるような方向でというのですか、そういうことで検討しているということでございます。

○小貫委員

今、複合施設として参考にしていうことなのではございますけれども、他都市の例でプールの複合施設にはどのようなものがあるのかお答えください。

○（教育）生涯スポーツ課長

他都市の例で複合施設にはどのようなものがあるかということですが、道外の関係では、体育施設等を学校敷地内に併設して建てたというところで、福島県会津若松市立河東学園小学校に会津若松市コミュニティプールがございます。また、社会体育施設と学校教育施設ということで、長野県千曲市立埴生中学校には千曲市総合教育センターという形での複合施設がございます。また、福井県大野市の学びの里「めいりん」は、公民館と小学校、生涯学習機能を備えた形での複合施設、千葉県八千代市総合生涯学習プラザは、生涯学習プラザと小学校との複合施設でございます。また、道内では苫小牧市沼ノ端スポーツセンターが、総合的な体育館エリアやプールエリア、また研修室、多目的ホールなどを設けた総合スポーツ施設としての複合施設でございます。

○小貫委員

いろいろと複合施設を説明していただきましたけれども、私たちは、学校との併設については、過疎地域自立促進市町村計画とも整合性がとれないという問題を言ってきました。今、述べられていた複合施設で、過疎債が適用になるケースとしてどういったものがあるのでしょうか。要は、過疎計画に反しないものとしてどういったものがあるのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

過疎計画の部分につきましては、まだ詳細は調べておりませんが、基本的には単独で分かれているものに対して、その目的に合った形での過疎債の適用、また、その他の交付金の適用という形になっております。その部分で、複合施設の中でこれからその辺の適用がどういう形で行われているのか、調査していきたいと思っております。

○小貫委員

◎北海道新幹線建設費用の負担割合について

新幹線について若干お聞きします。

冒頭の報告の中で、建設に係る調査設計に対して、市の負担が生じるとのことでした。これが幾らぐらいになる

のかお示してください。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

先ほど資料で説明いたしました、「4 負担する範囲」というところで928メートル分の負担ということになっております。これに係る調査設計費が、概略設計なのですけれども、約600万円と道から聞いておりますので、小樽市については道負担分の3分の1の10分の1、つまり30分の1ということになりますので、来年度は約20万円の負担になると聞いております。

○小貫委員

先ほど、財源措置について、地方債への充当率90パーセントという話がありましたけれども、20万円についても地方債を発行して借りるのでしょいか。参考までにお聞かせください。

○（財政）財政課長

今回、求められる負担は、調査設計の費用でございまして、この部分が先ほどの報告の中にあつたスキームに合つていくのかどうかについては、まだ詳細は把握しておりませんが、仮にこのスキームに合つて交付税措置があるということであれば、借りていくほうが有利になりますので、そういう形で対応していくことは考えられるかと思つます。

○小貫委員

負担についてなのですが、先ほどの報告で、事業内容に応じていろいろとやつていくということでした。そうなると、建設費全体で、その分、年度で市の負担が生じるのではなく、今回、調査設計のみで生じたけれども、そういった感じで、何か工事をやるごとに負担が生じてくるということによろしいのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

負担につきましては、小樽市が負担する範囲において、進捗状況に応じた負担といつますか、ある事業項目が終了するごとに負担することになります。事業が今のところ二十数年かかるということによりますので、負担がない年も出てくるのではないかと考えております。

○小貫委員

◎並行在来線の経営分離について

それで、新幹線の問題になると、経営分離される在来線の問題があるのですが、私たちは鉄道の存続ということを求めてきました。現状では、経営分離後の形態について何か進展はあるのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

昨年9月に北海道新幹線並行在来線対策協議会が設置、開催されました。また、翌10月には後志ブロック会議も開催されております。今後、こういったブロック会議などが行われ、開業の5年前ごろまでには、バスあるいは鉄道など、交通利用形態の方向性が決まるものと考えておりますが、今のところ、情報提供など、現状把握をしている段階でして、経営分離後の形態については、今後、調査研究していくことになります。

○小貫委員

本年8月に、北海道を含む並行在来線関係道県協議会として国に要請を行つています。要請書には、「今後経営分離される予定の並行在来線区間についても、多額の初期投資や収益性の低さなどから、厳しい経営環境におかれることが想定されます」とあります。ここで述べられている「多額の初期投資」としてどういったものが出てくるのか説明していただきたいのですが、それと同時に小樽市の場合はどうなるのか、説明をお願いします。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

初期投資につきましては、駅舎、電気設備、線路といった鉄道施設のあらゆるものがJRから譲渡される際に支払うものでございます。仮に第三セクターの会社で運営するとなつた場合、いろいろな方法はありますが、例えば三セクで鉄道を保有し、列車を運行するという場合は、北海道や小樽市を含む関係自治体が出資して初期投

資に充てるということも考えられます。また、青い森鉄道のように資産を県で保有する上下分離方式といったものもございまして、ここでは初期投資については県が支払うこととなりますので、大きな負担はないものの、維持・運営などのために出資するということも考えられます。こういった部分を含めて、今後、調査研究されるものと考えております。

○小貫委員

小樽市の場合はそれで何かあるのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

小樽市の場合についても、例えば先ほど言いました三セクで運営する場合については出資をして、それを初期投資に充てるということになりますので、出資という形で負担が出てくるということでございますし、青い森鉄道のように上下分離方式の場合には、初期投資はないですけれども、管理・運営、維持・管理ということで何か出てくれば、出資という形で出して、負担が生じるということが考えられるということでございます。

○小貫委員

北海道も参加して、このように並行在来線運営のためにさまざまな要望をしたということで、北海道は長万部－小樽間の鉄道維持という方向で検討しているということなのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

この要望については、北海道は現在、並行在来線の木古内－五稜郭間の対策をしております、財政的支援を求めるといってございまして、長万部－小樽間についてはまだ方向性は決まっていないということでございます。今後、先ほど言いました並行在来線対策協議会の中で方向性を決めていくということになります。

○小貫委員

ただ、その中で、先ほど言ったような初期投資の問題などが多々出てくると、下手をしたらバス転換という方向に向いてしまうのではないかとということが、私はやはり大変心配です。

それで、現在、並行在来線の財政支援にはどのようなものがあるのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

財政的支援については、現在、並行在来線区間を J R 貨物が走行する場合に、使用実態に応じた線路使用料が支払われるよう調整する貨物調整金、J R からの譲渡資産に関する税制特例措置、必要な設備の整備への支援である地域鉄道への助成制度、災害復旧助成制度といったものがあると承知しております。

○小貫委員

小樽市は J R 北海道からの経営分離に同意したわけですがけれども、やはりこういった財政負担のことも考えると、私は今後も J R による並行在来線の経営を求めていくことが必要だと思うのですが、市は J R による経営を求めていくつもりはないのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

J R からの経営分離につきましては、新幹線の認可着工に当たっての一つの条件でございましたので、J R に並行在来線の経営を求めていくという予定はありません。ただ、経営分離後の住民の足の確保については、先ほども申しましたけれども、今後、北海道新幹線並行在来線対策協議会の中で十分議論していきたいと考えております。

○小貫委員

それが条件になっているということなのですが、その条件は別に法律で決まっているわけではなく、一政権が合意した内容でして、私はそのようなことを気にする必要はないと思います。結局、今回、負担金が出ているので、それに対する態度として述べておきますけれども、J R による並行在来線の経営が担保できない限りは、私たちは札幌延伸については凍結すべきだという立場を最後に申し述べさせていただきます、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎公益目的通報について

冒頭に報告いただいた中で、平成24年度における小樽市職員倫理条例の運用状況についての報告の中で、不当要求行為はゼロ、公益通報はゼロと。それで、聞き漏らしたのですけれども、1件というのがあったのですが、その件だけでも一回聞かせていただけますか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

公益目的通報ということで、市民等からの通報ということで、内部からの通報は公益通報なのですが、条例に規定しておりますのは、このほかに公益目的通報ということで、市民等からの通報というものがございまして、それについては1件ございましたという報告をさせていただきました。

○鈴木委員

それで、その1件なのですが、内容は今ここで述べられるようなものなのでしょうか。

○（総務）コンプライアンス推進室長

これはコンプライアンス委員会で扱っているのですが、通報が直接、委員のところへ行きまして、それを委員会で扱っているのですが、委員会自体が非公開という扱いになっておりまして、議事録については、このような項目、例えば公益目的通報についていろいろと議論しましたというようなことは、ホームページ等にも載せていますけれども、実際の中身につきましては、委員の総意で委員会の中で非公開という扱いになっておりまして、そういったことで、内容については差し控えさせていただきたいと思っております。

○鈴木委員

では、その件については確認ということにしておきます。

◎北海道新幹線建設費用の負担割合について

次に、先ほど報告いただいた新幹線の件でありますけれども、北海道新幹線建設費用の負担割合です。先ほど、共産党の小貫委員への答弁の中で、今回、約600万円の設計関係の負担で、市は30分の1の約20万円の負担ということなのですが、発注はどこがするのですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

発注元といいますか、建設主体が鉄道・運輸機構ということになっておりまして、鉄道・運輸機構で発注したということでございます。この発注した、契約した調査設計が平成26年度中に終わるということでございます。その分について、小樽市の928メートル分を支払うということでございます。

○鈴木委員

今の話を聞いていくと、もちろん小樽市が鉄道や駅をつくれるわけではありませんので、そういった形でかかるものの負担を小樽市がするということですよ。

それで、お聞きしたいのは、この負担割合は道と合意したということでございます。もちろんこれは完成までの間ずっと守られるということですよ。先ほど、完成までの間、かかる年もあればかからない年もあるという話がありました。これは大変難しいかと思うのですが、例えば九州新幹線や東北新幹線、ほかの新幹線で、同規模といっても、今度つくる駅舎や設備など、そういうことでなかなか難しいのでしょうか。小樽市と大体同じぐらいの人口規模の八代市というところがあります、九州新幹線ですが。そちらの完成までの負担はどのぐらいだったのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

八代市につきましては、こちらで調査いたしましたところ、地元の負担額は総額約10億円というふう聞いております。

○鈴木委員

それで、先ほど同意ということでありましたが、漠然と幾らかかるかも全くわからずに同意するというのはなかなか難しいと思うのです。概算でも結構ですけれども、今回、完成まで二十数年間かかる、その間に小樽市としてこのぐらいかかるのではないかという試算はされておりますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

市で試算というのは、データもありませんのでできませんけれども、建設主体である鉄道・運輸機構に問い合わせたところ、今、概略設計の段階ですので、やはり詳細設計をしないとわからないということでした。ただ、こちらもこれから負担割合について、内諾あるいは同意することを考えておりますので、とにかく超概算でもいいから出してほしいということ、北海道を通してお願いいたしました。そうしたところ、超概算ではあるのですけれども、200億円から250億円と、これが928メートルにかかる総事業費ということになります。ただ、これは928メートル全体の事業費ですので、この道負担である3分の1の10分の1ということになりますから、その30分の1ということになります。計算しやすい数字を当てはめると、例えば210億円とした場合には、30分の1ですから、7億円を市が負担することになります。この起債の90パーセントが充当され、元利償還金の半分に交付税措置がされることとなりますので、そういったことでも実質負担額は減ることになります。

○鈴木委員

超概算でも、そういった形である程度目安がついたということでもあります。

もう一つ聞きたいのは、今、北海道新幹線建設促進後志小樽期成会で、この二十数年というのをなるべく短縮したいということで、道にいろいろと要望しているわけでありましてけれども、半分になるのは無理かと思いますが、例えば3分の2の工期になった場合に、この持ち出しといいますか、負担は全体的には変わらないと思うのですけれども、本市にかかる負担感はかなり大きくなるものなのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

今、貸付料というものをJRからいただき、これを整備費に充てるということになっておりまして、道が負担する分の3分の1の10分の1ということなのですけれども、3分の1で考えますと、貸付料がその中で結構ウエートを占めるのではないかと考えられております。この貸付料については全体の事業費から抜くこととなりますので、それを抜いた分の3分の1が道負担ということになります。ですから、貸付料をもらう期間が長ければ長いほど、自治体の負担は少なくなることになります。これが半分になりますと、400億円が20年かかれば8,000億円、それが10年になると半分しか貸付料が入ってこないということになりますので、短ければ短いほど貸付料収入が少ない、つまり負担額はそれだけ多くなっていくこととなりますので、それがどれくらいかというのは、30分の1というところでは非常に少ない額とは思われるのですけれども、工期を多少短縮することによって、影響は出てくるものと考えております。

○鈴木委員

新幹線についてはここでめどが少し立ったというか、見えてくる部分もあったということでもありますので、これ以上聞いても、たぶん答弁するのはなかなか難しいと思いますので、ここで終わります。

◎小学校跡利用について

次に、冒頭に報告がありました小学校跡利用についてお聞きします。

御報告の中では、若竹小学校が閉校になったときに、総合博物館の収蔵庫にどうかということで提案したら、町会から、それだと人けも少ないというか、ただの倉庫ということで物騒であるということで、何となく遠慮願いた

ということだと、そして、それを受けて、急ですけれども、民間活用というか、売却に方針を変更して、今度それを地域に持っていくという話なのですが、それでよろしいですか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

先ほど報告させていただきました跡利用の売却に至る方向転換と申しますか、持っていき方なのですけれども、委員がおっしゃるとおり、当初は総合博物館の収蔵庫ということで考えていたのですが、都市計画法上の用途制限の話もありますし、おっしゃっていました地域の方の治安面での不安の声という部分もございます。

この跡利用検討を進めていくに当たりましては、昨年 3 月に、学校跡利用の基本的な考え方ということで、どういう視点で跡利用を進めるかという考え方を示しております。その中で、第 1 点目といたしましては、従来の利用に配慮しつつ、建物の耐震経費や管理経費といった財政負担を十分検討した上で、まず、公共施設としての利活用の可否を検討するとしております。その次のステップと申しますか、2 段階目としまして、将来、公共的な需要が見込まれない場合で、民間投入による利活用のほうが地域の発展、市の発展に寄与すると考えられる場合は、売却や貸付けを検討するという流れになっております。今回、この形で方針を考えさせていただきました。

○鈴木委員

若竹小学校の場合は、確かにそういったお考えで進められているということですが、量徳小学校は、閉校になって新市立病院という用途が決まっていたので、こういう話にはならないのですが、この若竹小学校は、今やはり注目されるのです。これからこういった形で、閉校になった校舎の跡利用ということがたくさん出てきたときに、最初の若竹小学校が、今、総合博物館の収蔵庫という提案でしたけれども、それではだめだから売却するということにすぐに一足飛びに行ってしまう感覚というのは、たぶん市民から見ると、もう少し自分たちに聞いてもらって、いろいろな意見があって、最終的に使いようがなかったら売却ということになるのではないかと思います。この博物館の収蔵庫という提案をしたときの状況というのは、これは地域住民の皆さんの声なのではないでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

総合博物館の収蔵庫につきましては、まず庁内で利用方針と申しますか、利用できる方法がないかという検討を行った中で、教育委員会から出されたものになっております。それを地域の方に話していった中で、収蔵庫として使う、例えばですけれども、一部町会で使うことはできないだろうかなどという話もございましたし、収蔵庫を主体とした場合に、どのような活用ができるかという部分も含めて、町会の方と話してきたのですけれども、建物自体、耐震診断がまだ終わっていない部分もございまして、40 年以上たっているという部分もありますので、町会の方に使っていただくことがなかなか難しいという形で、今回の流れになってきております。

○鈴木委員

若竹小学校の場合はそうなのですが、そのやり方のステップが、先ほど言ったように一番初めのところなので、市民の方から、跡利用をどうしますかということは、我々もよく聞かれています。それで、それは企画政策室で考えて、皆さんの御意見を最大限聞いて、そしてやりますということで答えているわけです。今、そうやって手順をとられたようにおっしゃったのですけれども、もう少し皆さんの意見を聞いているというのが、一つ目だから欲しかったというのが要望なのです。

それと、先ほどの耐震のこともあるのですけれども、こちらの、例えば避難所としての役割といったことは、最初の話にはならなかったのでしょうか。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

避難所の関係なのですが、当初、若竹小学校は避難所に指定されておりました。3 月に閉校になりまして、今回の若竹小学校の場合は、周辺に水産高校がございまして、そこを代替というのでしょうか、すぐ近くですので、話をして、そちらの体育館を避難所ということで切り替える手続を行ったものでございます。

○鈴木委員

これ以上聞くのは難しいかなと思うのです。ただ、一つ目なので丁寧にやっていただきたいというお願いです。

それと、売却となった場合、目安があるのかということ、この若竹小学校についてお聞きしたいのがまず一つ、それから、もしないのであれば、この件は、例えば地域要望があったときに、売却という方針を変更することもあるのかということもお聞きます。

○（総務）企画政策室佐藤主幹

まず、売却先に当てがあるのかということなのですけれども、ございません。今、売却という方針を内部で立てましたけれども、先ほど申したとおり、地域に入ってこれから説明を行ってまいります。そのときにどのような御意見をいただくのか、まだ見えていない部分がございますけれども、そこでどのような意見が出されるかによって、方針を改めるといいますか、考え方をもう一度再検討する可能性はゼロではございません。

○鈴木委員

そういうことで、一つ目の例ということなので、本当に丁寧にというか、見本となりますので、よろしくお願います。

◎第三セクター等と市の財政状況について

次に、第三セクター等と市の財政状況についてお聞きます。

どうしてこれを質問するかといいますと、今回の土地開発公社の件の論議で、第三セクター等改革推進債を発行できるので今やるのだと、ちょうどタイミングもいいと、そういう話もありました。その中で、ほかの議員から、どうしてこの時期までこういう状況になっていたのかと、もう少し早い時期に手を打てなかったのかという話もいろいろとあったわけでありませう。

それで、土地開発公社は廃止ということなのでいいですけれども、ほかの公社に関してお聞きしたいのです。今はないと思うのですけれども、昔、基本的には市が債務保証といったことをして、銀行との取引において債務保証をして、もし何かあった場合は市が肩がわりということがあったと思うのですが、そういう事例は今はないのですよね。

○（財政）財政課長

地方自治体が債務保証をするというのは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律というものがございまして、基本的にはできないことになっております。ただし書きがございまして、総務大臣の指定する会社その他の法人の債務についてはこの限りではないということになっております。

今年度は、債務保証は小樽市土地開発公社についてしてはしておりますが、公有地の拡大の推進に関する法律の中で、債務保証ができるという例外規定がございまして、その中で債務保証をしてきたというところでございます。

過去については、債務保証という形でなく、損失補償という形でやっていたという時期は、ほかの法人でございましたけれども、現時点では土地開発公社以外にはないものです。

○鈴木委員

今、いろいろな公社があります。一つ一つがどうこうというよりは、全体としては、一般会計に負担が大きくなるような事態にはならないような状態であることは確認されているということですか。

○（財政）財政課長

現時点で貸付けという形でやっている三セクとしては、今回、解散することになりました土地開発公社と、あと観光振興公社がございませうけれども、そのほかにそういう形のところはありませう。

○鈴木委員

ということは、公社が、例えば経営的にかなり悪化したり、厳しい状態になったりしたときは、出資金が戻らないというだけの損失ということでもいいのですよね。

○（財政）財政課長

仮に破綻した場合の御質問だと思いますけれども、委員がおっしゃるとおり、出資の部分が、これは市の収支には直接影響を及ぼしませんが、市の出資した権利という形での財産でございますので、まずそれが一つなくなってしまうというのがございます。あと、先ほど言いました貸付金がございますので、その部分が返ってこないという形の負担が生じることになろうかと思えます。

○鈴木委員

総務常任委員会ですから、各公社の経営ややり方ということは、ここで論ずるということはしませんけれども、財務のことからいえば、そういった形で市本体に影響を受けないような経営を心がけるように、各部にしっかりとやっていただきたい。今は何ともないと思っておりますけれども、今後のことを考えて、そういうことをしっかりと確認しながらやっていただきたいと思えます。

○（財政）財政課長

各法人もあくまで経済活動という中で事業を行っておりますので、今後どのような変化があるかわからないので、絶対に大丈夫ということは申し上げられませんが、現時点では着実にそれぞれの事業を行っていると思っておりますので、その中で、何かしらの負担になるようなことがないよう、しっかりと運営していただきたいとは考えております。

○酒井委員

◎学力向上について

それでは私からは、学力の向上について、1点に絞って質問させていただきます。

代表質問で自民党の上野議員に答弁もありました。全国学力・学習状況調査の結果について、小樽市の状況は前年度とあまり変わらなかったということだったのです。これまで、学力の向上に向けて、教育委員会でさまざまなことをやってこられました。例えば、築校小樽塾や音読、携10運動といったことをやってこられたと思えます。

まずその中で、音読カードについて、今年度、2年目でしょうか、大分浸透してきたのではないかと思います。その辺について、例えば数字で表せるものがあれば数字も含めて、教育委員会の手応えのようなものも含めて、御説明していただきたいと思えます。

○（教育）指導室主幹

2年目に入りました音読についての取組、今年度の1学期の段階での家庭学習における音読の取組状況についてでございますが、全校の児童・生徒がほぼ毎日音読に取り組んでいる学校数は、小学校が16校、中学校が3校となっております。それから、一部の学年、学級の児童・生徒がほぼ毎日音読に取り組んでいる学校数は、小学校が8校、中学校が9校となっております。それから、ほとんどの児童・生徒が音読に取り組んでいないという回答があった学校は、中学校が2校ということになっておりましたけれども、この2校につきましても、毎日、全員の取組ということにはなっておりませんが、国語の領域、それから単元、その内容によって、家庭で音読させたり、暗唱させたり、そういう取組を行っているという状況でございます。

それから、手応えについてですけれども、先日、学力向上実践交流会というものを行いまして、各学校の実践発表があったのですが、その中でも、潮見台小学校や西陵中学校から音読の取組についての報告がありました。そういう取組も出されつつありますので、そういった意味では、少しずつではありますが、手応えを感じているところでございます。

○酒井委員

この10月でしょうか、音読カップも開催されるということで、私もいろいろな方に話を聞いているところですが、大分浸透してきているということも感じております。ただ、先ほどの答弁にありました2校についてということ

で説明があったと思うのですが、やっぱりやらなかったりという形だと思うのですが、全市を挙げての方向が、この 2 校については違うのかなともとれるのですが、例えば音読カードを使わないで違う取組をやっているなど、それ以外の取組などがあれば紹介していただきたいと思うのですが、その辺の状況はどうでしょうか。

#### ○（教育）指導室主幹

各学校での音読の取組はさまざまでございます。市教委から配布されている音読カードを使っている学校もございますし、自分たちで音読カードを作成して、毎日音読に取り組んでいる学校もございます。

それで、なかなか取り組めないという原因についても、私たちとしては、やはり中学校に多いのですが、中学校は、家庭学習においてはテスト対策や受験対策など、学習内容がいろいろと豊富になってくるということで、なかなか音読の時間がとれないというような要因もあるかと思えます。それから、小学校から積み上げられていない生徒が中学校に入って、いきなり音読をやりましようといっても、なかなか音読が定着しないという現状もございます。やはり粘り強く継続した取組が必要であるというふうに考えているところでございます。

#### ○酒井委員

確かにそのとおりだと思います。なかなか定着しないというか、中学生の状況にもよるかと思えます。ただ、音読カードの一番の目的というか、なぜ音読をやらなければいけないかというところに戻ると、やはり本を読んで読解力を高めるということが根本にあるわけですので、形は、例えば音読カードではなくても、自作のものでもどちらでも結構だと思うのですが、まず本を読むという習慣が身につくよう、今後も続けていただきたいと思えますし、先ほど出てきました 2 校についても、もう少し状況を把握していただいて、どういう取組をやっているのかというところももう少し監視していただきたいというか、その方向に向けていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それから、学力向上について、もう一つ、携 10 運動について、こちらも 2 年目に入ったと思えます。これについては、学校もそうですし、家庭の状況によって、携帯電話を持たせる状況など、いろいろとあるかと思えます。家庭にさまざまな情報を提供して促しながら、この携 10 運動を進めているかと思えますが、この辺の進捗状況、また、同じように手応えなどもあれば聞かせていただきたいと思えます。

#### ○（教育）指導室主幹

教育委員会といたしましては、これまで携 10 運動等、情報モラル教育も含めまして、さまざまな取組を進めております。例えば保護者向けの啓発チラシはもとより、小樽市 P T A 連合会の総会などで説明させていただいたり、保護者向けのネットパトロール体験会も実施したりしております。また、携帯電話やスマートフォンの使い方などについて、親子でこんな約束事を立ててくださいというものも示して、携帯電話に対する危機意識を何とか高めると、そういう取組も進めております。まだ全ての保護者に浸透するには至っておりませんが、このたびの全国学力・学習状況調査において、平日に家庭で全く勉強していないという児童・生徒の数が、昨年度よりも減少しております。そういうことから、やはり好ましい生活習慣の定着ということについては、少しずつ関心が高まってきているのではないかと認識しているところでございます。

#### ○酒井委員

こちらについても、夜 10 時以降、携帯電話を使わないようにということで、なぜ 10 時以降なのかということ、規則正しい生活ということで 10 時というふうになっておりましたが、携帯電話については、学校で指導するというか、縛ることもなかなか難しいというか、個々の家庭の事情もありますので、なかなか難しい運動かなと思えます。

あと、市 P 連などでもいろいろと御講義されて、それを聞いた方々の認識は高まっておりますが、一般の P T A の方々については、まだまだ認識が少し薄いという部分もあります。この辺について、これから進める上で何かありましたら答弁をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

### ○（教育）指導室主幹

これからの取組ということで、今までも小樽市小中学校情報モラル対策委員会というものがありましたが、今年度から設置要綱を改正しまして、市内全校から 1 名ずつ情報モラル対策委員を選出することになりまして、小樽市を挙げてその取組を進めていこうという方向に向いております。先日行われました第 1 回の対策委員会では、参加者全員でネットパトロールを行いました。そのときに、ネットパトロールのアクセスの方法を学んだり、日ごろの状況の情報交流などを行ったりしながら、学校から家庭、また家庭からのものを私たち又は学校が受け止めながら、双方向の形でこの取組を進めていくことがやはり大切であると考えておりますので、今後とも取組をより強化してまいりたいと考えているところでございます。

### ○酒井委員

上野議員の代表質問の最後に、教育長は、「各般事業の着実な実施を通して粘り強く取り組んでまいりたいと考えております」と言われています。確かにこれをやったらすぐに学力が上がるとことはほとんどないと私も思っております。各事業を通して着実に進めていく、それから浸透性を高めていく、そのためにどうすればいいのか、また、携帯電話に関しては、教育委員会、学校だけではなく、地域も巻き込んで浸透させていかなければいけないと思います。

あと、細かい話でいいますと、学校単位もそうなのですが、例えば、今、統廃合が進んでいて、1 校当たりの学級数が増えている部分もあると思います。それについては、明日の学校適正配置等調査特別委員会で詳しく質問させていただきたいと思うのですが、学校単位だけではなく、学校の中の学級単位という部分でも、いろいろなデータをとっていただいたりして、そういうことも進めていただきたいと思います。まずは学力向上に向けて、私は、今やっている事業は間違っていないと思いますので、なかなか数字には表れないですが、これからも着実に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### ○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 20 分

### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

---

### ○秋元委員

#### ◎文学館・美術館への指定管理者制度導入について

初めに、第 1 回定例会後、小樽市議会といたしまして市民と語る会を開きました。その中で総務常任委員会にかかわる質問がありまして、その場では直接答弁できませんでしたので、ここで私から理事者に質問させていただきたいと思います。

市民の方から、総合体育館は、指定管理者による運営になってから休館がなくなり、非常に利用しやすくなったと、その上で、例えば文学館・美術館も指定管理者による運営にして利用しやすくしてほしいと思うけれども、どうだろうかというような御意見がありました。

そこで、まず、文学館・美術館にも指定管理者制度を導入するに当たって、どういう問題があるのか、また、現在の運営の状況といたしますか、どのような形で行っているのか伺います。

#### ○（教育）文学館副館長

まず、文学館でございますけれども、文学館においては、現在、指定管理者の導入は考えておりません。問題点なのではございますけれども、一般的に言われていることではあるのですが、主に学芸的な面で、現在の制度における、3年あるいは4年、場合によっては5年なのではございますけれども、そのたびに指定管理者を見直していくという制度においては、長期にわたる調査研究、あるいはそれに基づく計画を積み重ねていくような企画展の実施、それについて非常に大きな支障も生ずるとというのが、我々にとって第一の大きな問題であろうと思っております。

#### ○（教育）美術館副館長

美術館としましては文学館と同じ考え方になると思っておりますけれども、美術館業務には特別展の準備や作品の資料の収集・整理・保存、調査研究といった、継続性又は専門性が高い業務を行っております。そのような観点から、数年で変わってしまう可能性がある指定管理者というのはそぐわないものかと。そういうことで、現在その導入については考えておりません。

#### ○秋元委員

ほかの自治体では指定管理者を導入しているところもあると伺ったのですが、そういう自治体においては、そのような問題はどのように解決されてきているのでしょうか。

#### ○（教育）文学館副館長

道内において指定管理者制度を導入しているのは北海道立文学館で、ここが平成18年度から指定管理者を導入いたしました。このときに指定管理者として指定されたのが当時の財団法人北海道文学館です。今は公益財団法人である北海道文学館は、40年以上にわたって北海道文学館の資料を集めて保存し、そして展示を行った、いわば北海道立文学館の母体に当たる団体なのではございますけれども、やはりそこしか受皿がないという結果にきつくなったのだらうと思っております。2回続けて指定管理者に選ばれております。ただ、財団法人としての北海道文学館にも学芸員、学芸担当者がおり、そのほかに北海道教育委員会から、この辺は正確に理解していないのですが、駐在学芸員的な学芸スタッフがバックアップについているというふうには聞いております。ただ、その中で、学芸業務について将来を見越しながら計画を立てていけるものかどうか、やはり選定の時期には、そういう不安めいたことも含めて、いろいろと問題があるのではないかというふうにも思っております。

#### ○（教育）美術館副館長

美術館でございますけれども、道内他都市ということになりますと、指定管理者を導入しているのは、釧路市や北見市、深川市と聞いております。それぞれの館において何か大きな支障があるというようなことは耳にしておりません。

#### ○秋元委員

専門的な知識や収集・保管・展示なども含めて、非常に専門的な分野だということがまずわかりました。

将来的に、もし小樽市内において指定管理者となり得るような業者がいた場合に、検討していくような考えというのは、長期的な視野に立った上での話だと思うのですが、検討する余地はあるのでしょうか。

#### ○教育部長

文学館、美術館の指定管理者制度導入についての今後の考え方でございますけれども、今それぞれの館の副館長から答弁させていただきましたが、やはりこの指定管理者制度が果たして文学館あるいは美術館の業務になじむかという部分については、いろいろな考えがあるということでもあります。ただ、そういう部分とあわせて、館の立場とは別に、教育委員会としては、教育行政としていかに効率的にできるかという部分もございまして、そういうことでは、教育委員会の所管施設の中では、体育館に指定管理者を導入しているということでもありますので、メリット、デメリットといった部分については、先進事例なども今後検討して、その辺の研究を進めなければならないというふうには考えておりますけれども、すぐに何かするというものではございません。

○秋元委員

11月に第2回の市民と語る会を開催する予定ですので、その場におきまして、今の市としての考えも伝えていきたいと思えます。

◎防災情報の発信について

次に、防災についてなのですが、小樽市の防災情報を発信する手段はさまざまあるかと思えますが、それぞれの伝達手段にはどのようなものがあるのか、それについてまずお知らせいただけますか。

○（総務）沢田主幹

防災情報の伝達手段ということで、種類でございますけれども、小樽市におきましては、防災行政デジタル無線、これは移動系でございます、市役所と避難所を結んでおります。ほかには、FMおたるの緊急非常放送、災害対応型自動販売機、これはココ・コーラでございます、ほかに、緊急速報メール、消防車、消防団による広報活動、小樽市ホームページにおける防災情報の掲載となっております。

○秋元委員

今、六つほどお知らせいただきましたけれども、それぞれの情報を発信する上での方法と責任者といえますか、どなたがどのように行われるのか伺います。

○（総務）沢田主幹

各防災情報の発信の方法と責任者ということでございますけれども、防災行政デジタル無線とFMおたる緊急非常放送、災害対応型自動販売機、緊急速報メールにつきましては、災害の初動期は総務部防災担当が担当になります。また、災害対策本部設置後は、対策本部の総括部広報班が担当になります。また、消防車、消防団による広報活動でございますけれども、初動期は消防本部、災害対策本部設置後は対策本部の消防部となります。また、ホームページについてでございますけれども、初動期は総務部広報広聴課、災害対策本部設置後は対策本部の総括部広報班となります。

○秋元委員

先日、全国的にJ-A L E R Tの一斉訓練が行われまして、1,730市町村が参加したということですが、昨年、小樽市としてこの事業にぜひ参加してほしいという質問をさせていただきましたが、今年の状態を聞かせていただけますか。

○（総務）小濱主幹

9月11日に実施されましたJ-A L E R Tの全国一斉情報伝達訓練ということで、本市におきましては、今年度も自動起動機を設置していないため、情報受信の訓練を行ったところで、正常に動作はしておりました。

○秋元委員

昨年も言いましたが、各避難所などとの連携をしてぜひ訓練してほしいということで、避難所には学校もあり、授業中だと思いますので、全学校とはならないと思うのですが、その辺の連携を学校などとできたのか、またほかの避難所などという部分での連携はあったのか、それはどうでしょうか。

○（総務）小濱主幹

避難所との連携ということなのですが、今年度、本市では、J-A L E R Tで防災行政デジタル無線を自動起動させて無線で流すということで、そのシステムの設置の作業をするということになっていたのですが、防災行政デジタル無線は、現在、周波数帯が変わりまして、無線機の入替えということで、まだその入替え作業が済んでいないものですから、まだ自動起動させる装置の設置はしておりませんので、今回の訓練につきましては、市でJ-A L E R Tを受ける訓練だけということになっております。

○秋元委員

市で受けて、そこから発信することはできるのですよね。一斉にはできないかもしれないのですが、市から

発信することはできるのですよね。

○（総務）小濱主幹

J－A L E R T の情報をつかまえたものについては発信することはできます。

○秋元委員

訓練として、避難所等とも結んで訓練ができなかった理由は何かありますか。

○（総務）小濱主幹

J－A L E R T で来るものについては緊急性というところがありましたので、単に通信訓練ということだったのかもしれませんが、自動起動させてということで、まだ機器が設置できていないというところもありまして、今回は実施を見送ったところでございます。

○秋元委員

設置できていないというのは、無線機が設置できていないということですか。

○（総務）小濱主幹

J－A L E R T の自動起動させる装置ということですか。

○秋元委員

設置できているところで行うということではできなかったのですか。前に防災ラジオのことも質問させていただきまして、要望もしたのですけれども、各避難所や町会長のところにラジオは既に配布済みだとは思いますが、これは J－A L E R T との同期はしていなかったと思うのですけれども、どうですか。

○（総務）小濱主幹

防災ラジオについては、町会長に配布するというので、購入して、中の周波数の設定などをするにしておりまして、まだ配布はしておりません。また、この防災ラジオと J－A L E R T の同期はできない仕様になっております。

○秋元委員

まだ配布していないのですよね。これはいつぐらいに配布予定なのかでしょうか。また、J－A L E R T を受けて発信できるような装置があるという名簿の中に、たしか FM おたるの名前が載っていたのですけれども、それを受けて、そこから発信してラジオで受けるということではできないのですか。

○（総務）小濱主幹

FM おたるには J－A L E R T の装置がありませんので、たぶんそれを同期して放送できる形にはなっていないというふうに認識しております。

○秋元委員

ということは、このラジオは緊急地震速報などしか受けられないラジオなのですか。

○（総務）小濱主幹

緊急地震速報と津波警報ということになっております。

○秋元委員

私の認識が違っていたようですが、私は J－A L E R T と同期できるラジオだったのかなと思っていたのですけれども、それではラジオ自体に市とのつながりはないということなのですね。

○（総務）小濱主幹

J－A L E R T とつながるということではありません。FM ラジオが入るものですから、情報収集等で、FM おたるになりますと、市のほうで先ほど言いました緊急非常放送のシステムがありますので、そちらで流したものについて、ラジオで受信していただくということになるかと思えます。

（「いっごろ配布できるかというのはどうですか」と呼ぶ者あり）

今のところ、11月中にということで考えております。

○総務部長

多少補足させていただきます。今の防災ラジオの関係なのですけれども、既に購入しているのですが、配布先が広範囲にわたるということで、今、申し上げた日にちというのは、町会長と市との定例連絡会議の日なのです。その日を利用させていただいて、使い方といったことも説明させていただいた上で、配布させていただこうと考えております。

○秋元委員

それで、要望といたしましては、次の J-A L E R T などの訓練があるときは、ぜひ各避難所としっかりと結べるような、同期できるような対応もしていただきたいと思うのですけれども、同期できる予定というのは、いつぐらいになる予定ですか。

○（総務）小濱主幹

防災行政デジタル無線の無線機の入替えは、今、10月中を予定しております。ですので、それができてからの作業になりますので、今年度の事業ですので、年度内には終わらせたいと思っております。

○秋元委員

◎津波避難訓練での課題について

次に、昨年、高島と蘭島で避難訓練が行われ、私も参加させていただきました。そのときに出ていた課題、いろいろな問題点があったかと思うのですけれども、その辺の改善などについて情報収集はされていますか。

○（総務）沢田主幹

昨年の津波避難訓練での課題等でございますけれども、冬季の避難路確保、また、家の中において広報車の音が聞こえない、そういう課題が出されております。冬季の避難路の確保につきましては、今後作成する津波避難計画の中で検討していきたいと考えております。広報車からの音声が聞こえない等のことにつきましては、災害発生時は訓練のときと違いましてメディア等から情報が入るものですから、それを受けまして、今年度は蘭島地区でサイレンを鳴らして、その情報をとれるかとれないか、そういうような試験をしたいと考えております。

○秋元委員

たしか高島地域では、避難場所の問題点について住民の方からあったと思います。これは、たぶん住民の方々といろいろと話し合っ、新しい避難場所などを検討していただくような話になっているかと思うのですけれども、その後、何か新しい避難場所の話というのはあったのでしょうか。

○（総務）沢田主幹

高島地区での避難訓練の関係ですけれども、今年度、高島地区で避難訓練をやらない状況であるものですから、接点がないという形で、そういう状況の中で、今後、また事あるたびにその辺の情報は仕入れたいと思っております。

○秋元委員

◎津波避難ビルについて

続きまして、2年前に総務常任委員会で新潟市を視察させていただきました。災害についての視察をさせていただいた際に、津波避難ビルの話も伺ったのです。それで、ぜひ津波避難ビルの検討を進めてほしいということで、議会の中でも、私からは大型商業施設も含めて、ぜひ対応して、話し合いもしてほしいということをお願いしていたと思います。そのときの担当の方は、今後、対応してくれる大型商業施設とも協議していきたいと御答弁されておりましたけれども、その後の進捗状況はどのようになっていますか。

○（総務）沢田主幹

津波避難ビルについてでございますけれども、今、委員がおっしゃったように、大型商業施設ということでございますが、平成24年1月に北海道職業能力開発大学校を避難ビルとして決めております。津波避難の場所としては、

浸水想定区域にあるビルへいち早く避難することが必要だと考えております。そういう中では、津波避難計画をつくる中でも、所有者と協議しながら、増やすよう協議を行っていきたいと考えております。

○秋元委員

たしか、マンションなどの管理人の方と独自に話し合いをされているという地域が、稲穂だったか、色内だったか、あったかと思えます。その結果は私も確認していませんけれども、全市的にどうか、特に沿岸部については、市民の方々や町会と、そういう協議の場の設定とまではいかないまでも、ぜひ津波避難ビルという考え方もあるという話もしていただきたいと、また、商業施設につきましては、場所は大体決まっているかと思うのですが、引き続き検討も進めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）沢田主幹

津波避難ビルについてですけれども、その定義については、津波の浸水想定区域の中にあるビルが津波避難ビルであるという言い方をしております。その中では、小樽市が今、津波ハザードマップを持っている状況で、浸水想定区域にあるビルそのものが少ないという状況もありますので、地域の方々が避難するビルということであれば、浸水想定区域外にある避難ビルということになりますので、その辺も地域と話しながら検討はしていきたいと思えます。

○秋元委員

ぜひ進めていただきたいと思えます。

◎公共情報コモンズについて

それで、情報発信という部分で、公共情報コモンズというものがあるかと思うのですけれども、この公共情報コモンズというものについて説明いただけますか。

○（総務）沢田主幹

公共情報コモンズでございますけれども、これは総務省が取り組んでいるものになっております。調べたところ、公共情報コモンズとは、災害などの住民の安全・安心にかかわる情報を迅速かつ効率的に伝達することを目的とした、新しい情報流通のための基盤であるとなっております。また、情報発信者と情報伝達者がこの基盤を共有して利用することによって、効果的な情報伝達が実現するとされており、情報発信者としては地方公共団体、内容につきましては避難情報、準備、勧告、指示、避難所の情報、災害対策本部設置情報、被害情報、土砂災害警戒情報、お知らせ、イベントなどとなっております。この情報をデータの交換方式が統一された公共情報コモンズに送ることにより、放送事業者、ケーブルテレビの事業者、コミュニティ放送事業者、ポータルサイト事業者、携帯電話事業者を介し、デジタルテレビ、パソコン、携帯電話でその情報を市民に提供する仕組みとなっていると聞いております。

○秋元委員

たしか北海道と一部のテレビ事業者がこの公共情報コモンズについて試験中と認識していますけれども、この辺の情報は御存じでしょうか。

○（総務）沢田主幹

北海道とテレビ事業者の情報でございますけれども、北海道に確認したところ、北海道につきましては、来年度中にコモンズの運用を開始すると聞いております。また、メディアでございますけれども、HTBが現在参加している中で、どこまで進んでいるかはわかりませんが、その対応を行っていると聞いております。

○秋元委員

先ほど小樽市の防災情報の発信の状況を伺ったのですけれども、この公共情報コモンズというものを導入することによって、いろいろな部署でたくさんの方が情報を発信するというのではなく、例えば防災担当であれば、防災行政デジタル無線、FMおたるの緊急非常放送、災害対応型自動販売機、緊急速報メールなどを担当して情報を

発信するということでしたが、そういうものも含めて、この公共情報コモンズというものを使えば、いろいろな方が、たくさんの方々がいろいろなメディアに向けて発信することなく、1か所で済むということで、将来的に検討する価値はあると考えているのですけれども、今、北海道でも来年度、導入を検討しているということで、進めているということで、地方自治体にかかわってくる費用は幾らぐらいか、何か資料はありますか。

○（総務）沢田主幹

北海道で構築する基盤の運用に関しての費用負担ということで答弁しますと、現在、私どもは情報として、北海道の防災行政無線のシステムを使いまして、避難勧告や避難指示、避難の人数を、災害があるたびに北海道に報告しております。それを北海道がコモンズに送るということで、北海道が構築する分については市の負担はございません。

○秋元委員

小樽市でも導入するとなった場合、システムの構築の問題もあると思いますけれども、この辺の費用についてはどうですか。

○（総務）沢田主幹

小樽市独自でコモンズに参加するということにつきまして、現在、北海道が運用を開始する情報以外のものを、独自にコモンズに送ることにつきましては、防災情報の集約や配信のためのシステムの機器、システム開発費などが必要になってきます。その費用については、現時点では把握しておりません。北海道が構築する上では、防災情報通信基盤整備事業で実施されており、これは補助率が2分の1なのですけれども、市町村がやる場合について、補助金などの制度がまだうたわれておりません。そういう中では費用の概算もしておりませんし、補助率が幾らだということもわかりませんので、単純に今、参加するなどという話にはなりません。

ただ、今後、全国の都道府県で運用を開始しようとしているところでございます。平成27年をもって全国運用開始という状況の中では、その後、各自自治体がどのような参加をしていくのかも踏まえた中で、小樽市の検討材料としていかなければならないだろうと考えます。

○秋元委員

全国的には今11府県で導入していて、市町村でも既に運用しているところがあるということですので、ぜひ費用の面でも情報収集していただければと思いますので、お願いいたします。

◎行政評価について

次に、行政評価についてなのですが、いろいろと考えてきたのですが、第2回定例会で示していただいた行政評価の結果集計表の受け止め方で、実は私の大きな勘違いがありました。第2回定例会では、行政評価の結果集計表と、実施結果等についてという二つの資料をいただきました。この中で目的や実施方法などが細かく書かれていたのですが、いろいろと読み返していて、例えば一次評価で要改善と出たものが、二次評価で例えば拡大や縮小などの判断がされて、違う結果が出ていたものがあります。その辺をいろいろと見ていくと、私は、そういう結果というのは、もちろん事業内容にもよるのでしょうけれども、事業費に反映されていくものなのだろうと思っていました。ところが、先ほど確認したら、そうではないということで、かなり勘違いしていた部分がありました。というのは、結果集計表の11ページ、ナンバー41の保健事業推進事業費は、一次評価では要改善、二次評価でも要改善となっているのですが、事業費は半分ぐらいになっておりまして、評価の反映が平成25年度予算の編成に間に合わなかったということもあるようですが、私は縮小なのかなと感じたのですが、その辺の「縮小」「拡大」「要改善」の文言の定義というのはどのように、本当は、実施結果等についての中で文言の定義のようなことを書いていただければありがたかったのですが、この辺の定義というのは、縮小イコール減らすということではないということではないのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今、委員がおっしゃられた「拡大」「縮小」などは、評価の中におきまして、今後の方向性という判断の項目になるのですけれども、そういった今後の方向性、「現状維持」「拡大」「縮小」等の判断の考え方、基準についてなのですが、例えば事業のやり方や内容の見直しを行うような場合、具体的に言いますと、例えば直営を委託に変える、対象者の範囲を拡大する、年齢要件を拡大又は縮小する、そういった内容の見直しを伴うようなものにつきましましては、「要改善」「拡大」「縮小」などの判断としております。

それから、事業のやり方や内容の見直しを行わないで、単に経費が増減するような場合、例えば事業を継続するために使っている機械の更新経費だけが単年度分で増加する、事業費の積算基礎となっている単価が、材料費が値上がりしている、消費税が上がるなど、外的な要因によって増減するというのも当てはまるかと思うのですけれども、そういったものについては、内容の見直しを伴っていないということで、現状維持という判断にしております。

○秋元委員

この結果集計表はホームページにたぶんそのまま出ているかと思うのですけれども、誤解される方もきつといらっしやると思うのです。私は以前から、事業を縮小するならば予算も減らせなどと言うつもりはないのですけれども、判断の基準について、結果を見た人にとって、縮小となっているのに、事業費が増えていたり、要改善となっているのだけれども、事業費自体は現状維持になっていたりして、この辺の受け止め方をどう判断されてきたのかという感じはしておりました。

それで、今回、実施方法としては、一次評価で、各部局における評価調書の作成、二次評価として、一次評価について総務部と財政部で点検を行い、市長、副市長と調整をしたということで、最終的な判断をされたということで、それで何点か伺いたかったのですけれども、例えば結果集計表の 7 ページ、ナンバー 25 の大気汚染調査費というものがあまして、これは一次評価も二次評価も現状維持ということでしたが、事業費自体は 6 割、7 割ぐらいプラスになっていたのですけれども、当委員会で聞くべきではないかもしれませんが、これはどういう理由だったのでしょうか、私は、これは現状維持というよりは事業拡大なのかなと感じたのですけれども。

○（総務）企画政策室安部主幹

この大気汚染調査費につきましましては、平成 24 年度に大きな機器の更新をしております、その維持補修やランニングコストの部分で次年度以降にはね返ってきて大きくなったということですので、この調査事業の中身としては特段の見直しを行っていないということですので、現状維持としました。事業費につきましましては、そういったことで少し膨らんでしまっているということになっております。

○秋元委員

なかなかわかりにくく、実はうちの議員団の中でも、これをどういうふうに理解するか、解釈するか、何人かに読んでもらおうと、一目見るとやはりどうしても事業費に目がいってしまう傾向があると私自身も感じました、事業の中身が大事なのももちろんですけれども。

次に、ちょうど当委員会には教育委員会の理事者もいるのであわせて伺いますが、結果集計表の 26 ページ、ナンバー 99 のバス通学助成事業費で、一次評価では拡大と示されておまして、理由としましては、「小中学校の学校配置適正化基本計画に基づき、計画を進めているため、今後対象地域が拡大されていく」ということで、拡大という判定だったのですけれども、二次評価では、「適正配置により対象地域及び事業費は増えることが想定されるが、通学距離の基準に変更はないため、「現状維持」とする」ということだったのですが、対象者が増えるとなると、事業費も増えるのかなと思ったのですけれども、二次評価では現状維持ということだったのです。事業費は若干減っているということもあるのですけれども、この辺はどういう考えなのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今、この資料に基づきましておっしゃったとおり、対象学校が増えるので、事業費的には当然拡大になるという

ことで、内容的にも拡大ではないかということなのですが、適正化基本計画に基づいて対象学校数が増えるというのは、事業の見直しではなく、それ以前の判断での変更でありますので、その部分につきましては現状維持という判断をさせていただいています。

#### ○（総務）企画政策室長

一次評価で、拡大という形で、教育委員会で自己評価をしております。二次評価で現状維持とさせていただいたのですが、それがどう整理されたかということで説明させていただきます。

まず、原部で評価する段階で、今、秋元委員がおっしゃった「拡大」「縮小」「現状維持」の定義を、我々が明確に示さなかったという部分がございます。それで、教育委員会としては、今後、学校適正配置をして、対象区域が増えて、対象校も増えて、対象児童も増えるということで、拡大という形で判断いただいていると思います。その後、全庁からシートが集まってきて、やはりその辺を明確にすべきでないかということで、企画政策室で、制度の内容が変わらないものは、拡大でなく現状維持としたほうがいいのかということで判断しまして、そういう形で二次評価はさせていただきました。そういう意味で、最初に原部に作業していただくときに、今、秋元委員がおっしゃった定義を我々が明確にして出せば、このようなことはなかったと思います。そういう状況ですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

#### ○秋元委員

これを見て、結構誤解されて受け止めている方もたぶんいらっしゃると思うのです。今、二次評価後に変更したということで、その説明もいただければよかったのではないかと思います。その辺の、前から言っているように、誰が見てもわかるように、文言がこうだからどうなのだと聞くよりは、一目見て、この事業はこうだったから縮小した、拡大しているということがわかるようにできなければ、なかなか厳しいのかなと、事務事業評価自体の評価が下がってしまうのではないかと思います。

それで、今の話はわかった上で聞くのですけれども、結果集計表の30ページ、ナンバー115の、これも教育委員会絡みで申しわけないのですが、教材・副読本作成費ということで、一次評価は拡大です。この事業の中身は、わたしたちの小樽やおたるの自然の発行に関する費用ということで、125万5,000円が平成24年度の事業費だったのです。二次評価で要改善ということで、評価内容が「学力向上を図る観点から、副読本及び理科教材は重要であるが「おたるの自然」の冊子での配布については、その有効性を再度検討すること」というのは、事業費を縮小しろと受け止めていいのでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室安部主幹

この集計表ではやはりわかりづらい形になっておりまして、ここに書かれていない背景も実はございまして、このおたるの自然の冊子という部分が、既にDVD化されて配布されているというふうにあります。今後、冊子版についてはまた見直して配布するというような予定も書いてありまして、それについては、DVDがあるのであれば、そのあたりの出し方について検討すべきでないかという意味合いで、要改善という二次評価の判断をさせていただいたところです。ただ、これにつきましては、一次評価で拡大、二次評価で要改善、一方、予算上は現状維持というふうに、評価の結果が予算にきちんと反映されていなかったということです。今年度も引き続き、平成26年度予算に向けての内容について検討していただくことにしております。

#### ○秋元委員

今の事業なのですが、平成25年度は予算がついていないということで、「H25予算等の状況」ということで、表の右端のほうに、現状維持という結果について、「H25予算計上は無いが「おたるの自然」編集作業に着手予定」ということで、これは予算がついていないけれども、25年度は着手しているのですか。

#### ○（教育）指導室長

こちらは小樽市教育研究所の事業でございまして、御質問にありましたとおりDVDで作成したのですが、

これは教室で見るというだけで、予算がない中でDVDということになっていった経緯もあったようです。そして、それは改めて、やはり現場に行ってみたいということできり替えると。それで、今、その検討作業ということで、事務的な部分での作業になりますので、今後そういう取組をしていくということで押さえていただければと思います。

(「これから進めると」と呼ぶ者あり)

ええ、今、あくまでも事務作業的な部分で、予算化されてはおりませんが、今後、そういう作業をしていきたいということでございます。

#### ○教育部長

私は教育研究所の所長も兼務しておりますが、今、副所長がDVDということですが、現在CD-ROMで映像の情報も入っておりまして、そういったものを活用しております。

#### ○秋元委員

一目見ると、教育予算が削られているのかというふうに受け止めまして、ほかの議員に聞いてみても、そういうふうに見えるよねということで、事業費がゼロになっていますから、そういう受け止め方をしたのでありますが、この集計表は今後、大幅に改善しなければならないのではないかと思います。事務事業評価、行政評価については、いろいろと意見を述べさせていただいてきましたけれども、読み込んでいくと、やはりわからない、不明な点もありますし、ぜひ改善していただきたいと思います。

それで、第2回定例会の代表質問でも市長に御答弁いただきましたけれども、外部評価については今後検討していくということでしたが、現状で外部評価導入についてどのような取組をされているのか、お知らせいただけますか。

#### ○(総務)企画政策室安部主幹

外部評価の導入ということですが、今年度につきましては、前年度から引き続き行っています試行の内容につきまして、そういった精度や熟度を高めて、私ども職員の中に、こういった自己評価の手法の浸透を図ることを主眼に今、実施しております。外部評価につきましては、市の事業に市民の意見を反映させるための一つの手段ということもありますので、非常に重要であると認識しております。対象とする事業の選定、スケジュール管理なども含めて、この次に検討していかなければならない課題というふうに考えております。

#### ○秋元委員

最後になりますけれども、一つ心配しているのは、もし本当に外部評価を導入するつもりでしたら、たぶん皆さんも感じているように、導入まで非常に大きな作業になってくると思います。今、進めている試行が平成26年度から本格実施ということになると思いますけれども、新しいものにしてしまうと、職員の皆さんがまたなれるまで、理解するまで、たぶん2年、3年という時間がかかることを考えれば、本当に外部評価を導入するというお考えでしたら、早く取り組んで、いろいろと作業を進めたほうがいいのだらうと思うのです。その上で、先進地も含めて視察していきたいという話をされたのですが、今後、視察を含めて、先進地の情報収集についてはどう考えていますか。

#### ○(総務)企画政策室安部主幹

繰り返しになりますが、昨年度から試行、今年度も試行して、いろいろな課題も見えてきております。それから、委員がおっしゃっています外部評価につきましても、次に取り組んでいかなければならないと感じております。そういった課題については、外部評価を含めて、他都市では既にクリアして実施しているところもございますので、ぜひ外部評価の導入に向けましては、そういった先進地の視察を早いうちに、できれば今年度中には行って研修してまいりたいと思っております。

## ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

## ○林下委員

### ◎寡婦控除について

寡婦控除の関係につきましては、本来は厚生常任委員会の所管でありますけれども、財政に関連する部分については当委員会でご質問させていただきたいと思っております。

それで、税法上の寡婦控除のみなし適用を求めるということで、公明党の千葉議員からも代表質問や予算特別委員会で質問があって、既に理事者からそれぞれ答弁があったと思っておりますけれども、財政的に見た場合、どのような項目に影響が出てくるのかという点で、どうしても今後のこともありますので知っておきたいということで、答弁をお願いしたいと思っております。

### ○（財政）柴田主幹

全体的なことということですので、私から答弁させていただきます。

寡婦控除についてであります。寡婦控除につきましては、所得税や個人市民税の算定の際の所得控除でありまして、所得税や個人市民税の課税状況を基にする給付、減免の制度全般に影響が出るというふうに考えております。

現在、実施されている制度のうち、寡婦控除の有無が影響すると思われる制度につきましては、母子世帯などが対象になるだろうと思われるものとしていたしまして、数が多くなりますけれども、挙げさせていただきます。

まず、福祉部の関係で、保育所の関係でいきますと、保育費負担金、延長保育費負担金、一時保育の利用料、休日保育の利用料といった保育費負担金の関係が、所得の状況により階層が違ってまいりますので、それぞれ関係があるということになると思っております。

それと、国民健康保険の関係でいきますと、高額療養費や入院時食事療養費につきましても、市民税の課税状況が影響しますので、これによって自己負担額が変わります。

保健所の関係でいきますと、未熟児の養育医療給付といったものも、所得税の額により負担金の額が定められているところです。

それと、教育部の関係でいきますと、幼稚園就園奨励費、これは直接世帯に給付されるものではありませんけれども、これも課税状況によって補助金の額が違ってまいります。

あと、市独自のものとしていたしまして、水道料金や下水道使用料の減免制度も所得の状況で変わってまいります。

あと、市営住宅の家賃につきましても、所得の状況で変わってまいりますので、こういったそれぞれの制度におきまして、寡婦控除若しくはみなしの寡婦控除をした場合の影響が出てくるというふうには考えております。

## ○林下委員

千葉議員の代表質問に対して、保育料に限定すれば10世帯に影響があるという御答弁だったと思っております。例えば項目が非常に多いから、現実にこれを全部適用することは非常に難しいと思うのですが、私もいろいろと調べた他市の動向を見ても、それほどたくさんの項目が、この全部の項目が適用されるようなことにはなっていないように思うのですが、小樽市としては、今の制度上で言えば、やはりこれは全部関連するということになるのでしょうか。

### ○（財政）柴田主幹

千葉議員の代表質問の中では、今、委員がおっしゃったとおり、保育費の部分についての限定した話でありますけれども、やはりこの寡婦控除の問題につきましては、先ほど申し上げましたとおり、多くの制度に影響があるというものでありますし、もともと税制上の取扱いとして規定されたものでありますので、全国的に同一の対応となることが望ましいと考えております。

## ○林下委員

非常に難しい課題だということはよくわかるのですが、内容は違いますが、先般の最高裁判所の非嫡出子に係る決定も受けまして、国も法制度の見直しに動くという報道もされておりますし、先ほど申し上げましたとおり、ほかの自治体でもみなし控除を始めているということがあります。また、副市長からも、ほかの自治体の取組を参考にしながら検討していくという御答弁もあつたと思います。

財政的には、全部やると非常に大きな影響額になるということで、そういうことを考えれば、より慎重になっていくのだらうと思うのですが、逆に言えば、経済的に弱い立場の人にとっては、それだけ格差が大きくなっていくことにも結果的にはなるでしょうし、法的にもいろいろと差が出てくるという意味では、やはり憲法の精神から見ても、一日も早く対策をとっていく必要があると、今後も引き続き、取り組むべき課題であると思いますので、今後の議会で、また私としても取り組みたいと思いますので、ぜひできることからやってもらえるよう、前向きに答弁していただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## ◎高機能消防指令センターについて

次に、高機能消防指令センターがスタートして以降の運用状況と成果についてお聞かせ願います。

### ○（消防）警防課長

高機能消防指令センターの運用状況についてでありますけれども、本年 2 月 14 日から試験運用を開始いたしまして、3 月 14 日から本格運用を行っております。運用を開始いたしました 2 月 14 日から 9 月 18 日現在まで、5,685 件の 119 番入電を受け、火災は 26 件、救急要請は 4,557 件等、災害などの対応をしております。

成果といたしましては、高機能消防指令センターの新機能であります統合型位置情報通知システムと、高所監視カメラを導入いたしております。統合型位置情報通知システムでは、通報場所がモニターの地図上に表示され、これが消防車両内のモニターにも表示されることから、的確な災害地点を把握することが可能となっております。また、高所監視カメラでは、災害現場によっては、消防隊、救急隊が現場に到着する前に災害の状況を確認することも可能となっております。出動隊にその情報を送り、初動の体制を整えることが可能となっております。

## ○林下委員

今までいろいろな形で、こういった設備の更新が進むと、総務省消防庁といったところから消防職員の削減をしないという考え方が続いておりましたけれども、最近はずがにそのように強引に要員削減を求められるということはあまり聞いていないというふうな考えが示されております。東日本大震災の経験を踏まえ、また原発事故の対応や、例えば、最近でいいますと、宮崎県ではかみつき猿ということで、猿による人的な被害が大きくテレビで報道されて、500 人も動員され、テレビの画面で見ますと、警察はもとより、消防職員や消防団、自治体の職員が、服装を見ますと、かなり動員されたということが見てとれたわけですが、大災害からこうした小さな事件の対応まで、消防職員は動員が大変厳しいところで使われていると本当に思いましたが、消防職員はそういった観点から見ますと、むしろ大災害に備えるということも含めて、やはり増員が必要ではないかと思うのですが、国の考え方についてはどのようなことが示されているのでしょうか。

### ○（消防）総務課長

今、おっしゃった大災害、東日本大震災ということで、それを踏まえての改めの消防体制づくりの国の考え方ということで答弁させていただきます。

今、職員数の話もありました。本市の平成 25 年度の消防職員の定数は 252 名とされております。9 月 1 日現在の職員数は、年度途中での事情があつての退職者 2 名がおりますけれども、247 名となっております。

それで、国からの体制づくりというところで、現在のところ、総務省から消防職員数の増員等についての具体的な動き等はありません。一方で、消防体制の整備という点から申しますと、発災地への応援体制の強化という観点から、緊急消防援助隊への車両や資機材の整備に係る国庫補助等が強化されておまして、本市におきましても、

今年度、緊急消防援助隊に係る国庫補助により、消防車両 1 台の更新を予定しているところでございます。

#### ○林下委員

##### ◎高規格救急車の配置について

先般、ほかの議員もたくさん参加しておりましたけれども、救急医療を考える市民セミナーに参加してまいりまして、救急救命士の方も多く参加されておりました。24時間、緊張の連続という本当に厳しい職場環境を知ることができたのですけれども、先般の一般質問でも、朝里出張所に高規格救急車を配置したことによる救命率の向上という答弁もありました。高齢化が進む小樽市では、先ほどの総務省の基準もあるとは思いますが、高規格救急車をさらに導入していく必要があるのではないかと思いますので、現在の配置台数と、更新計画がありましたら、それをお知らせ願います。

#### ○（消防）警防課長

消防車の配置についてであります。現在、本市では 5 台の救急車を運用しております。国から出されております消防力の整備指針におきましては、人口 15 万人以下の市町村にありましては、おおむね人口 3 万人ごとに 1 台の基準となっておりますので、これに当てはめると、本市の 5 台の運用というのは、消防力の整備指針どおりの配置となっております。

なお、高規格車の配置であります。4 月から朝里出張所の救急車を高規格化しましたので、現在、高規格車 3 台、普通救急車が 2 台、合わせて 5 台の運用となっております。

なお、配置計画について、今後の高規格化の問題につきましては、現在、塩谷出張所と銭函支署で運用しております普通救急車を、車両の更新に合わせて高規格化を図ろうと考えております。この 2 台を全て高規格化することによって、救急車全台の高規格化の運用を図りたいと考えているところでございます。

#### ○林下委員

今の高規格救急車の関係は、いつごろ配備が完了することになっているのでしょうか。

#### ○（消防）警防課長

更新計画ですが、これはまだ内部の計画ではございますが、車両の走行、それから耐用年数と合わせて、平成 30 年ごろまでには何とか全車を更新したいと考えております。

#### ○消防本部次長

救急車の高規格化ということで、先ほど話しました塩谷出張所と銭函支署の件でございますけれども、車両の購入というのは、1 台当たり 3,500 万円ぐらいかかりますし、また、当然それにあわせて救急救命士を配備しなければいけません。そのための人材育成ということもありますので、そういった期間を見ながら配置を計画していきたいと考えています。

#### ○林下委員

平成 30 年といたたらかなり遠い感じもしますが、何とか高齢化に対応するためにも、ぜひ前向きにいろいろと検討していただきたいと希望しておきますので、よろしく願いいたします。

##### ◎消防団について

次に、消防団の関係について、これも既にほかの議員から質問されておりますけれども、私もこの間、消防団の訓練や分団の行事にも参加してきて、消防団の現状について理解を非常に深めてきたつもりであります。仕事を持ちながら日々訓練したり、地域での安全・安心を守る努力をされたりしていることにつきましては、非常に心から敬意を表します。一方で、質問で指摘がありましたように、団員の高齢化、新規団員の不足ということで、消防団の活動は非常に困難な課題に直面していると理解いたしております。先般の質問では、条例定数が決まっているから、上限の定数だから、必ずしも確保しなくてもいいというような御答弁だったと聞いたのですけれども、現状で言えば、新規の団員を確保することはなかなか困難な情勢であるということは、非常に深刻な問題だということで

ありますから、先ほどおっしゃったように、消防署の職員が増員できないという現状で、消防団の組織をしっかりと継承していくためには、何らかのフォローがなければ、組織を維持していくことはなかなか難しい時代が来るのではないかと思いますのですが、その点についてどのような御認識をお持ちでしょうか。

#### ○（消防）主幹

消防団のフォローという御質問ですが、消防本部といたしましては、大変重要だということで捉えておまして、その分、消防団員の入団促進といいますか、活動に取り組んでいるところでございます。内容といたしましては、消防団員入団促進キャンペーンにあわせまして、町会や事業所、大学などに対する消防団の情報提供や入団PR、さらには消防団協力事業所表示制度の推進などに取り組んでいるところでございます。また、消防団員の確保に当たりましては、町会など、地域ぐるみの取組が大変重要ですので、各消防分団では、それぞれの地域の中で、積極的に消防団員確保に向けた取組を行っているところでございます。

#### ○林下委員

非常に難しい課題だと思いますけれども、ぜひよろしくをお願いします。

#### ◎通学路の安全対策について

次に、通学路の安全対策について伺います。

先般、済生会小樽病院の開院に伴って交通量が増加していると指摘する質問もありましたけれども、安全対策という面で、潮見台小学校の通学路である場所でもありまして、特に高速道路の高架下から脇の道路を歩いてケーズデンキのほうに出るところなのですが、ここは先般、南小樽連合町会の会合の中でも、非常に危険だと、その理由として、冬季は、もちろん質問であったように歩道の確保が非常に難しい上に、道路がすり鉢状になってしまう、それと高速道路の影に入るせいか、非常に凍結しやすく滑りやすいという指摘がありまして、通学路としては非常に危険だと、何とか早く対策をとってもらえないものかというのが主な内容でした。

それで、今の状況でいいますと、低学年の児童はスクールバスで通学しているのですが、高学年になるとどうしても歩かなければならないという状況です。そうした危険な状況を教育委員会としてどのように把握されて、対策についても認識されているのかということで質問いたします。

#### ○（教育）学校教育課長

通学路の安全対策でございますけれども、当然これから冬場に向けての対策が重要になってくるわけで、雪の問題や凍結の問題など、さまざまございます。毎年、11月上旬には、通学路及び学校周辺の除雪要望が各学校から上がってきます。その除雪要望は図面の形式になっているのですが、そこには例えば危険と思われる箇所、吹きだまりができてやすい、段差になるといったコメントも付して、各学校から教育委員会に来ます。教育委員会としては、実際に雪の対策を、除雪を含めて行う市長部局の雪対策課に、各学校の要望を伝えて、どういった形でその要望を実現できるかといった部分で、協議の場を毎年設けております。その中で、今、委員から御指摘があった部分、凍結により滑りやすい、すり鉢状になっているといった部分も、この協議の場で雪対策課と詰めていって、対策を講じるような形で話を進めていきたいと考えております。

#### ○林下委員

毎年、学校現場とそういったいろいろな努力をされていることは理解しておりましたが、交通量が非常に増えている、道路が非常につるつるになりやすいという環境にあって、やはり通常の除雪や排雪ではなかなか解決が難しい、つまり最低限、砂を散布してもらって、車がスピンしたりして被害が出ないような具体的な対策をとってほしいというのが町会からの要望だったのです。たぶんこれからそういう要望も教育委員会には上がってくるのだらうと思うのですが、そういった要望について、例えば砂をまくといったことで解決ができるのか、あるいは場合によっては、小樽市ではあまり融雪剤をまくということはしていないと思うのですが、そういうことまで範囲を広げて検討していただけるのか、その内容について御答弁をお願いします。

○（教育）学校教育課長

凍結という部分でいけば、当然、砂まきという部分も想定しなければならない部分だと思います。ただ、今後、各学校からの要望を取りまとめて、そういった実際に除雪をする部局と協議する中で、今おっしゃった部分も十分詰めていきたいと考えております。

○林下委員

◎学校給食の残食の処分について

次に、学校給食の食べ残しの処理について、現在はどのような体制で行われているのか伺います。

○（教育）学校給食センター副所長

給食の残食の処理についてでございますけれども、現在は事業系一般廃棄物として、廃棄物処理業者に処理を委託しております。

○林下委員

それで、ほかの自治体でも単なる、産業廃棄物ですか、そういったことであれば、結果的に埋立てということに最終的にはなるのでしょうかけれども、これは教育委員会だけで解決できる問題ではないと思うのですが、ほかの自治体の例では、いろいろな機関が協力し合って、再資源化などいろいろな事業化をしていると言われています。例えば堆肥をつくる場所があれば、生ごみを含めた処理施設をつくって、バイオマス発電の検討をしているところもあると聞いております。

そういった面でいえば、企画政策室や北しりべし廃棄物処理広域連合など、いろいろところが絡まなければ、教育委員会だけではなかなか難しいと思うのですが、再資源化あるいはバイオマス発電を、限られた資源を有効に活用するという次世代への教育的な視点も含めて、今後、検討していただけないものかということで、教育委員会の見解を聞きたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

現在、廃棄物として処理をしているところではございますけれども、再資源化している他都市の状況や、残食についていろいろと利活用しているほかの給食センターの状況などについて、今後いろいろと研究調査は進めてまいりたいと考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

---

○成田委員

◎石狩湾新港地域における風力発電について

石狩湾新港の風力発電について伺います。

まずどのように風力発電の経過が推移しているかを伺おうと思ったのですが、小貫委員が質問しまして、1社が動いていて、3社に関してはほとんど動きがないという状態だということで、動きがあまり大きく見られないというのは、ある意味、LNG火力発電所とリンクしているのか、たぶんそこにかかわる変電所などについて決まっていないと、ほかの風力発電も動かないという認識でいいのか、そこだけ1点伺います。

○（総務）企画政策室山本主幹

風力発電とLNG発電所との関連ですけれども、どちらかができるのを待つという関係性は特にございません。

○成田委員

それで、自然エネルギーにかかわることを自分なりに少し勉強したりしてきたのですが、世界の中でも風力発電の先進地がいろいろとある中で、デンマークのコペンハーゲンなどは、洋上風力発電のところで、単純に設置するのではなく、景観について非常に考えているところがあるのです。風車が並列で2列になると、横から見るとどう

しても景観的にはあまり芳しくない、その一方で、縦一列に、緩やかな曲線上に配置したら、それだけで一つの景観地になるというようなことをおっしゃっていました。

ただ、本市においては、この計画には行政が絡んでいるわけではなく、完全に民間主導であるわけですが、こういった景観の部分、若しくは風車の配置といった部分にかかわる部分で、何か聞き取り、若しくは提案ということをして事業者と行っているのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

現在、四つの事業者が計画中ということで、銭函風力開発株式会社の計画につきましては、15基ということで計画されていまして、海岸線に一列ということで聞いております。それ以外の3社につきましては、具体的な位置や配置はまだ聞いておりません。洋上において株式会社グリーンパワーインベストメントが計画しており、最大で40基設置したいという希望もございますから、複数列になることも考えられますが、まだ具体的な話は聞いていないという状況でございます。

○成田委員

民間事業者なので、たぶん最大の効率化を図って、利益になるところではやってくると思うのですが、一方で、風車が建ったはいいけれども見ばえが悪いと言われるのと、一つの景観地になると言われるのでは、市民の受け止め方も少し変わってくるかなと思うのです。

脱原発と自然エネルギーの国内の第一人者である飯田哲也さんの講演会に行ったのですが、小樽の状況も察していらして、いろいろと情報交換させてもらったのですけれども、その中で仮に民間主導だったとしても、市民全体で携わるほうがいいと、全体で少しずつ捉えていったほうがいいというアドバイスをいただいたのです。それはたぶん景観だけに限らず、風力発電に関しても市民が携わって、そういうものを普及させていく、そういったことを含む話だと思うのですが、現状では、このまま本市が進めていく形だと、民間に全部お任せという形で、何ら関与はできないという状況だと思うのです。

今後、本市においては、やはり民間でやるものだから、任せますという形でやるのか、それとも行政として何らかの形で、景観だけに限らず携わっていくという考えは持たれないのかというのが疑問なのですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

ただいま委員がおっしゃったのは、市民も含めて、市も含めてという御質問かと思いますが、市民も市も含めて行うということは、自然エネルギー推進への貢献や啓発につながるという面、また景観にも携わるといった面からも、事業者と一体となって進めていくのは望ましいとは考えているのですが、今回、計画にある事業者につきましては、みずから事業を行いたいという状況でございますので、なかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

ただ、環境アセスメントを進める上で、住民から意見を聞く機会があり、これも住民参加の一つではないかと思っています。あと、市民を含めた全体でといった話につきましては、事業者へ提案の一つとして伝えてまいりたいと思っていますし、市としても意見あるごとに話をさせていただきたいと思っていますのでございます。

○総務部長

自然エネルギーについて、少し今の補足をさせていただきます。行政とのかかわりがないのかということなのですが、私どももいたしましても、原子力発電への依存度を下げていく一つの方法として、再生可能エネルギーへの依存度を逆に上げていくことを考えていかなければならない、これは常々思っているところでございます。この自然エネルギー、特に銭函地区での自然エネルギーと行政とのかかわりで申し上げますと、必ずしも風力発電のいい面だけを捉えていらっしゃる方ばかりではありませんので、行政といたしましては、そういった方々との調

整という役割は果たしていかなければいけないというふうに思っております。

ですから、成田委員がおっしゃるように、必ずしも民間主導だから民間に任せるということではなく、風力発電が持ついろいろな課題がございますので、そういった課題を解決する上での市民と民間事業者との間の調整弁を果たしていくという役割は大事だというふうに思っております。

それから、景観の問題につきましても二、三、御質問がございましたけれども、今15基が建つ中で、これも決して民間任せにしているわけではなく、建った場合に、どういう角度から見た場合にどういう形で風車が並んでいるように見えるのか、圧迫するものなのか、あるいは自然に溶け込んだ形で配置されているのかということで、これはこれでシミュレーションをしながら検討していかなければなりません。特に、本市のまちづくり推進課でいいますと、八区八景の考え方でいきますと、銭函から見ますとあそこも当然視野に入ってきますので、風車が配置されたときに、今、言いましたように圧迫するものなのか、自然の中に溶け込むものか、そういったことも考えながら、行政としてはかかわっていかなければならないというふうに思っておりますので、決して民間主導でということではなく、行政は行政で一定の役割はあるのではないかと考えているところでございます。

#### ○成田委員

非常にいい御見解をいただけたと思います。なぜこのような話をしているかという、もちろん今、言った景観の話もそうなのですが、この飯田哲也さんが、結果的には地域にお金落ちるような仕組みにしなければならぬと、ただ単に自然エネルギー賛成という話ではなく、地元にお金落ちるように、風力発電が世界で普及した理由の一つとして、市民が結構出資していて、風車に出資して、その収益金をその市民、出資した人に分配して、結果的にその風車を建てた人、地域でお金が回るようにしているということもあるという話をされていたのです。単純に民間に設置してもらって、でもその収益は東京のほうに持っていかれるという形ではなく、何かしら市民との接点を設けて、それが出資という形になるのかわからないですけれども、今、少なからず自然エネルギーや再生可能エネルギーに関心のある方が多いとは思うので、ぜひそういう形で、地元にも何かそういった経済的なメリットがあるような形に、少しでもつなぎ役としてやっていただきたいという要望だけさせてもらって、この項目を終わりたいと思います。

#### ◎小樽－余市間の高速道路建設について

2点目なのですが、小樽－余市間の高速道路について伺います。

平成30年の開通予定とはなっていますが、今この小樽－余市間の工事の進捗率がどの程度で、あとは、一般的に、高速道路は予定より早く、前倒しで開通することが結構多かったですりするのでございますけれども、そういった可能性があるのかどうかお聞かせ願えますか。

#### ○（総務）新幹線・高速道路推進室長

工事の進捗率につきましては、建設主体である東日本高速道路株式会社に聞きまして、工事の発注済割合ということで答弁させていただきますが、8月末現在で、工所用道路や仮橋等を施工する準備工事、それから高速道路本線のトンネル工事、土工工事など、11件の工事が発注されておりまして、発注済工事割合は高速道路本線に対する延長の約6割と聞いております。また、供用開始の見込みにつきましては、事業が一応順調に進んでいるということもございまして、予定どおりの平成30年度開通に向け進んでいると聞いておりますが、今のところ開通が前倒しになるという話は聞いておりません。

#### ○成田委員

なぜこのような話をしたかという、フルジャンクション化について本市から要望が出ている中で、高速道路が先にできてしまえば、当然ながら、後から上に橋をかけてジャンクションをつくるという形にするのが非常に難しくなってくると思うので、その中で、どの程度の進捗率とか、どの程度の時期までにこのフルジャンクション化が決まらぬとタイムリミットになってしまうのかと、余市までの開通に合わせてのタイムリミットが来てしまうの

かというところの見解をお聞かせ願えますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

東日本高速道路株式会社からは、一般的に工事の発注から完了までは三、四年ということで設定しているということをごさしまして、その間にいろいろな変更が出てきますので、その中でフル化を取り込めるようであれば取り込むことは可能ですし、別に発注するという方法もあると伺っております。フル化については、今すぐに判断ができなければ完成できないということではないのですけれども、いつまでも引っ張っていくわけにはいかないということもございます。タイムリミットといたしましては、先ほど三、四年ということをごさしましたので、発注から完了まで3年かかるということからしますと、平成28年に工事を発注しなければ、30年度完成を目指すということであれば間に合わないということになってしまいますので、もし30年度の完成に合わせるということであれば、あと2年から2年半というところではないかと考えております。ただ、万が一開通に間に合わなくても、フル化の整備はその後でも技術的には可能です。工費的に一緒にやってしまったほうが安いということがありますので、できれば30年度の完成に合わせてフル化するのがベストであるとは考えています。

○成田委員

きっとフルジャンクションにするのは、もう少し、黒松内のほうまでというか、路線が延びてからやりたいのだろうという気は何となくするのですが、本市にとって少なからずメリットがあるのであれば、それを主張することには何ら異論はないと思うので、ぜひやっていただきたいと思うとともに、結果的に今度はこのフルジャンクション化のためにどうやってPRしていくか、陳情していくかという話になってくると思うのです。

これも国土交通省道路局の某調査官から聞いた話なのですが、フルジャンクション化に当たって、人や荷物のためという通常の話だけではなく、医療や福祉の話で、たぶん1回、医師会かと思いますが、行っていると思います。実はそれが結構きいたという話を伺いまして、なぜかという、当然、国土交通省だから、貨物や人の動きというのはある程度計算されていると思うのですが、医療や福祉は所管が違うから、そもそも計算していない、考えていないと、そういったところから攻められたほうが、必要性を迫られたほうが、非常に考えざるを得ないという話をされていたのです。

本市も当然ながら後志管内の医療や福祉の中心になっていくわけですから、そして新市立病院も建つと、医療機関が集積していると、そういったことを訴えて、通常陳情活動のパターンではなく、医療や福祉にも非常に重要な路線ですと、意味がある高速道路ですということを、改めてそこにウエートを置いたような陳情活動、若しくはそういった移動動態の情報収集、そして提起ということをしていただきたいと思うのですが、それについて見解をお聞かせ願えますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室長

小樽のジャンクションのフル化につきましては、後志地域における大規模災害時の対応体制の強化や救急医療、物流ネットワーク、広域観光推進など、あらゆる面で効果を訴えている現状でございます。委員からも話がありましたとおり、福祉の関係も含めまして、さらに多岐にわたる分野からの要望、それからいろいろな方面からの要素、こういったものを含めて、ハーフジャンクションからフルジャンクションでの整備に少しでも前進するよう、国や関係機関に対して粘り強く要望していきたいと考えております。

○成田委員

やはり所管がまたがるとかなり弱いようなので、ぜひお願いしたいと思います。

◎救急車の適正利用と電話相談窓口について

最後に、救急車の適正利用と電話相談の窓口について伺います。

先週の土曜日に、救急医療を守るというような趣旨で、保健所と医師会が主催した取組がありまして、セミナーがあった中で、非常によい取組だったと思うとともに、改めて本市の救急体制や救急車の適正利用ということにつ

いて考えさせられるところではあったのです。

そのような中で、今日の北海道新聞の朝刊で、札幌市が救急医療の電話相談窓口を設けるという記事がありました。小児の救急の窓口としては#8000番があったはずなのですが、これについては#7119で札幌市が設けて、その記事には、2015年度以降には後志管内にも拡大したいとありました。これに関して、札幌市が運用するものに後志が乗っかるという形で行われるという解釈でいいのか、それについて御説明をお願いしますか。

**○（消防）警防課長**

救急医療電話相談についてであります。これに参画する上での条件等が詳細にはこちらに示されておりませんので、正式に、現在行われている札幌の方式に乗っかるのか、新たに道央圏としての枠組みで再構築するののかについては、今のところ、答えがまだ我々に明確には示されておりません。

**○成田委員**

報道に出たばかりなので、すぐにどうするという話にはならないと思うのですが、こういった電話相談窓口、医療に関する窓口があれば、当然ながら、いきなり119番通報する回数は減っていくと思うのです。特に軽症患者の救急車の利用の割合は高齢者が高いというデータも出ているところを考えると、救急車の適正利用を図るためには、若しくは救急車の適正利用に限らず、医療機関の救急医療の医療資源を守るためにも、こういった相談窓口というものに早く参加できるならば参加して、札幌市が運用しているものに乗られるのであれば、ぜひ乗っていただきたいと思うのですが、それについて見解をお聞かせ願えますか。

**○（消防）警防課長**

先ほど申し上げたとおり、条件について、詳細についてはわかりませんので、今の段階ではっきりと申し上げることはできませんけれども、この事業そのものに関しまして申し上げますと、市民の医療相談の事業としては大変有効だと考えております。さらに、軽症者の救急車の利用の減少が図られるなど、救急車の適正利用につながるものと考えられますので、もし札幌市から協議の依頼があった場合には、積極的にその協議には応じたいと考えております。

**○成田委員**

救急車の適正利用に限らず、当然ながら救急医療機関を守るというか、適正に使っていくという意味でも大きな意味合いがあると思うので、消防本部に限らず保健所にもかかわってくることなので、ぜひそこも巻き込んで予算計上が可能であればしていただきたいというふうに言ってほしように、消防本部の理事者がそういう顔をしていたので申しつけてまして、質問を終わります。

**○委員長**

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時57分

再開 午後 5 時20分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

**○小貫委員**

日本共産党を代表して、議案第34号は可決、陳情第319号及び継続審査中の陳情は全て採択を主張して、討論を行います。詳しくは本会議で述べます。

最初に、議案第34号非核港湾条例案についてです。

アメリカによる原爆投下から68年、多くの被爆者がみずからの苦しみを通じて核兵器の残虐性を訴え、核兵器をなくせと訴え続けてきました。そして、世界に広がり、核廃絶を求める世論と運動を築き上げてきました。NPT再検討会議が開催される2015年は被爆70年になります。被爆者たちは高齢ながらも、この会議に向けて核兵器禁止条約の交渉開始を求める世論と運動を広げるため奮闘しています。

提案説明でも述べたように、神戸市では非核神戸方式を確立し、アメリカの軍艦は一隻も入っていません。核廃絶の世論を後押ししていくことを求め、非核港湾条例案の可決を主張いたします。

次に、陳情第319号所得税法第56条を廃止し、自家労賃を経費として認めることを求める意見書提出方についてです。

所得税法第56条は、質問でも取り上げましたが、既に記帳義務が拡大されることが決まっていて、青色申告と差別をつける必要がなく、家族従業者は従業員と同じという世界の原則にも反しています。また、働いているとみなされず、家族従業者の人権や人格の否定につながっていることも挙げられます。国会の議論でも廃止の方向で準備を進めているわけですから、急がせるためにも採択を求めます。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について並びに第293号旧小樽税務署敷地への新「小樽市室内水泳プール」の建設方等についてです。

第6次総合計画の前期実施計画では、新・市民プール整備事業として基本設計と実施設計を行うとしていました。ところが、この予算の計上を今年度見送りました。市民への背信行為です。さらに、後期実施計画でどのようにプール建設を位置づけるのか、はっきりと情報公開をしていないことは、小樽市の信頼をさらに傷つけるものです。北海道内において、雪降る冬も継続して全身運動が行える水泳の普及は、今、国が進める健康日本21の精神とも一致するものです。

いずれも願意は妥当であり、採択を求めます。委員各位の賛同を呼びかけまして、討論といたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第34号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

#### ○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号及び第319号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。